

# 1 設置の趣旨及び必要性

## (1) 設置の趣旨

### 1) 本学園の沿革

四日市看護医療大学の設置者である学校法人暁学園は、昭和 21 (1946) 年、当地の実業家であった故宗村佐信によって創立され、爾来「人間たれ」の建学の精神のもと、聡明で心豊かな人材の育成に努力し、幼稚園から大学までを有する総合学園として当地における私学教育の一翼を担い、60 年以上にわたり地域社会に貢献してきた。

具体的には、昭和 21 (1946) 年に財団法人暁学園を設立し、暁女子専門学校（後の四日市大学短期大学部）及び暁幼稚園を創立した。以来、地域の私学教育の振興に努め、暁小学校、暁中学校、暁高等学校を相次いで創設し、昭和 63 (1988) 年には四日市市との公私協力方式により 4 年制大学たる四日市大学を設置するに至った。同大学は現在、経済学部（経済学科、経営学科）、環境情報学部（環境情報学科、メディアコミュニケーション学科）、総合政策学部（総合政策学科）の 3 学部 5 学科を擁する大学へと成長を遂げている。

平成 19 (2007) 年には、本学園と四日市市・市立四日市病院との公私協力方式により四日市看護医療大学が設立された。本学の母体のひとつともいえる市立四日市高等看護学院は、昭和 17 (1942) 年 4 月に設置された市立四日市病院付属看護婦養成所を前身とし、60 有余年にわたり当地における看護師養成の中核をなしていたが、平成 21 (2009) 年 3 月末をもって閉校となり、本学がその役割を引き継ぐこととなった。三重県北勢保健医療圏における唯一の看護系 4 年制大学として、本学には地域社会からの大きな期待が寄せられている。

### 2) 本計画の背景

わが国では、近年の急速な少子・高齢化の進展とともに、高齢者特有の疾病や生活習慣病等が増加しており、また、社会環境の変化に起因するメンタルヘルス不調者の増加や国際化に伴う疾病構造の変化、世界的な感染症の流行などの問題に直面している。これらの問題の克服には、保健・医療・福祉においても科学技術の国際的レベルにおけるブレークスルーが重要であり、その観点から保健・医療・福祉専門職の高度化の必要性が指摘されてきた。政府は平成 8 (1996) 年 7 月、「科学技術基本計画」を策定し、科学技術水準の向上を図るためには大学院の質的向上が必要であることを示唆する一方、同年 10 月の大学審議会の「大学院の教育研究の質的向上に関する審議とまとめ」において、科学技術の急速な発展は、科学技術と人間生活との間の軋轢を顕在化させており、科学技術と人材の教育のあり方を改めて問い直す必要があるとも述べている。まさにここには看護系大学院教育の必要性とそのあり方が示されているといえるが、平成 9 (1997) 年 6 月の中央教育審議会の第 2 次答申「21 世紀を展望したわが国の教育の在り方について」では、同様のことがさらに具体的に明示されている。

また、中央教育審議会は「我が国の高等教育の将来像」（平成 17（2005）年 9 月）のなかで「新時代の大学院教育」のあり方を提示し、21 世紀において中核となる「知識基盤社会」への移行に必要な資質を提示している。「知識基盤社会」では、幅広い知識と柔軟な思考力・想像力に基づく判断が一層重要になることが明示されているが、看護系大学院においても純粋な学問の考究のみにとどまることなく、人類が将来にわたって繁栄を続けるための科学技術のあり方とこれからの社会の発展を担う人材教育のあり方を自問しつつ、様々な社会活動と学問とのインターフェースの役割を担うことが使命とされているのである。

この分野の大学院では、学部卒業者だけでなく専門職業人として一定の実務経験を経た者も就学できることが望ましい。そのため、教育・研究者育成プログラムと、高度専門職業人育成プログラムを併せもつことや、長期履修制度を整備するなどの工夫が必要であり、基本的研究手法を身に付けられるようなコースワーク、当該専門領域に係る幅広い知識、実践能力、教育能力を育成する体系的な教育プログラムを整備することが求められている。研究者・教育者の育成にとどまらず、高度の臨床看護実践能力をもつ人材や看護の行政・管理の資質をもつ人材、看護の国際協力に関わる人材を育成していく看護系大学院が必要とされている。

## （2）特に設置を必要とする理由

### 1）大学院教育の就学機会の拡大

四日市看護医療大学が位置している三重県北勢地域は、看護系大学院の設置の必要性が高い地域状況にある。

人口 10 万に対する三重県の保健医療従事者数は、表 1 に示すように全国平均と比較して准看護師以外のいずれの職種も非常に少ないのが現状であり、なかでも、北勢地域の保健医療従事者数は、保健師 23.1、助産師 11.7、看護師 522.9 とさらに少なくなっている。

表 1 人口 10 万対就業保健師・助産師・看護師・准看護師数

	保健師	助産師	看護師	准看護師
北勢地域	23.1	11.7	522.9	292.2
三重県	29.8	13.6	581.5	313.1
全国	31.5	20.2	635.5	299.1

平成 18 年保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）より

このような量的な問題に加え、看護の質的向上に関する面においても北勢地域は問題を抱えている。現在のところ、三重県内の看護系大学院は、県中部の中勢地域に位置する三重大学、三重県立看護大学に 2 研究科が設けられているだけであり、入学定員は両研究科を合わせてもわずか 31 名に過ぎない。北勢地域の看護職者が大学院修

士課程への入学を希望しても、多くは大学院への進学をあきらめるか、多大な労力や時間を費やしながらか中勢地域の大学院で学んでいるのが現状である。

## 2) 看護職者の質の向上

今後、さらに高度化・多様化・専門化する看護ニーズへ対応するためには、資質の高い看護実践者が必要であり、とりわけ特定の看護分野における高度で専門的な知識・技術・能力を有する専門看護師（Certified Nurse Specialist：CNS）に対する地域のニーズも高まっていくものと考えられるが、三重県内では、平成 22（2010）年 3 月現在、11 名の専門看護師登録（がん看護 8 名、精神看護 1 名、小児看護 1 名、母性看護 1 名）がある。なかでも北勢地域の医療機関に在籍する者はその内のがん看護専門看護師 1 名のみであり、小児看護や慢性疾患看護、急性・重症患者看護の専門看護師はおらず、県内に養成するコースも設置されていない。

本学の位置する四日市市の社会環境も次第に変化してきている。四日市市は工業を中心に発展してきた産業都市であり、三重県内ではもっとも高齢者人口割合は低く、生産年齢人口割合が高い。しかし、人口動態の年次推移を見ると他の地域と同様に高齢化と少子化が進行している。なかでも、家族類型別にみた場合、核家族率は約 62%（平成 17 年国勢調査）と県全体の約 59%（同調査）に比べ高率となっている。そのため、生活習慣病予防や介護予防、子育て支援の充実などが求められ、住民の看護・医療ニーズも変化している。

三重県立総合医療センターと市立四日市病院は、全国に 214 ヶ所設置されている救命救急センターの指定を受けており、急性・重症患者に対するクリティカルケア、即ち高度な救急医療に対応できる看護職者を常に必要としている。これらの状況を踏まえ、種々の社会的要請に応えるべく、小児看護、慢性疾患看護、急性・重症患者看護の 3 つの専門看護師コースを設置し、看護職者の質の向上を図る。

## 3) 地域からの社会的要請

本学が立地する四日市市は、平成 20（2008）年 4 月、保健所政令市に移行し、これまで県が行っていた保健衛生行政を市独自で展開できるようになった。保健衛生行政に対する市民ニーズは多様化しており、それらに対しきめ細かな保健サービスを総合的に提供できる人材がこの地域には必要とされている。

また、三重県内の外国人登録者数は、平成 21（2009）年の法務省入国管理局の調査結果「平成 20 年末現在における外国人登録者統計について」によれば過去最高の 5 万 3,073 人となっており、県内総人口に占める外国人登録者の割合は約 2.8%と全国的に見ても高い比率を示している。外国人登録者の多くは製造業に従事していることもあり、全国有数の産業集積地である北勢地域の四日市市、鈴鹿市には、県下の他の地域に比べ多くの外国人登録者が集住している。そのため、この地域においては、特に外国人労働者の健康に対する支援の重要性も高まっている。

さらに、近年、経済・産業構造が大きく変化する中で、仕事や職業生活に関する強い不安やストレスを感じている働く人びとの割合は増大している。警察庁発表の「平

成 20 年中における自殺の概要資料」によれば、わが国の年間自殺者数は平成 10 (1998) 年以降、毎年 3 万人を超える高い水準で推移しているが、その 3 割前後が働く人びとで占められている。この多くがメンタルヘルスの不調に苦しむ働く人びとであると考えられることから、働く人びとの心の健康の保持増進を図ることは自殺予防の観点からも重要な課題となっている。そのため、日本有数の産業都市である四日市市では、産業看護及び産業精神看護の専門家の育成が急務であり、本学に併設されている産業看護研究センターの活性化に資するための人材育成並びに学部教育の特徴としている産業看護学の発展に資する人材育成も必要とされている。

このような北勢地域の看護の現状を改善し、質の向上を保証するためには、看護職のリカレント教育とリーダーを育成するための看護系大学院の設置が必要とされているのである。社団法人三重県看護協会をはじめ、四日市市、市立四日市病院からも強い要望が表明されている（資料 1）。

そこで、本学では、保健・医療・福祉領域における専門分野を深く広く考究し、市民の健康の増進に有為な人材を育成することを目的に、大学院看護学研究科を設置するものである。

### （3）教育研究上の理念及び目的

#### 1）教育理念

本研究科修士課程の理念は、本学の設置母体である暁学園の、人、学問、美を愛する「人間たれ」の建学精神にたっている。すなわち、生命の尊厳と深い人間理解、多様化・複雑化・高度化する保健・医療・福祉の進歩、ニーズの変化に対応できる、広い視野を持つ感性豊かな看護専門職を育成することにつながる。

#### 2）教育目的

本研究科においては、教育理念より以下 3 つを踏まえた教育目的を設定する。

##### ①生命の尊厳と深い人間理解への指向

人間を対象者とする看護においては、何よりも豊かな感性と高い見識が求められる。本学園の建学の精神である「人間たれ」の、人を愛し、学問を愛し、美を愛する人間を育てることを含みもち、生命の尊厳と深い人間理解に基づく実践者の育成を目指す。

##### ②社会性への指向

本学の位置する四日市市の社会環境も次第に変化してきている。高齢化と少子化が進み、生産年齢人口の減少が起こっている。疾病構造の変化に伴い、対象者の看護ニーズも変化している。

また、四日市市は産業都市であることから、産業看護の知識・技術をもった高度な看護専門職の育成が求められている。さらに、北勢地域は外国人登録者の割合が高く、様々な健康課題を抱えている。

これらの状況を踏まえ、社会的要請に応えるべく、体系的に看護学を学ぶプログラ

ムを展開し、「社会に開かれた」大学を目指す。

### ③多様性への指向

看護学の研究・実践分野には個人としての人、および人間関係を含む人文・社会科学の要素と、生物体としての人に対する自然科学的要素が内包されている。

本学は、これらの要素を適切に解析し、複雑で多様な人間と社会を全体的に捉え、健康の維持・増進、疾病の予防、治療ケアに役立たせることを目指す。

以上より、本研究科は、生命の尊厳と深い人間理解に基づき、看護学の学問体系を構築することに貢献できる教育・研究能力並びに地域の保健・医療・福祉に貢献できる専門性の高い看護実践能力を有する人材を育成することを目的とする。

### 3) 育成する具体的人材像

教育理念・教育目的を踏まえ、本研究科では、看護分野における学術上の先端的役割を担うとともに、知識の体系化と看護技術の開発を積極的に推進し、看護学の学問体系の構築に貢献する教育・研究者の人材を育成する。また、地域特性を踏まえ、核家族化の進行に伴う子育て支援を充実させるため小児看護の専門看護師、生活習慣病予防、慢性疾患管理など病気や障がいをもちながら暮らす人々の QOL を向上させるため慢性看護の専門看護師、及び突発的な事故や重篤な疾病により生命の危機的状況にある対象をケアするための急性・重症患者看護の専門看護師を育成する。さらに製造業を始めとする就労者への健康支援充実のため、産業看護の教育・研究能力、実践能力を有する人材の育成も重視する。

- ①広い視野と柔軟な思考力・想像力をもち、看護科学の開拓と進展に貢献できる看護教育・研究能力を有する人材を育成する。
- ②進行する少子・高齢社会に対応して、保健・医療・福祉システムを創造的に構築できる企画・調整・統括的能力を有する人材を育成する。
- ③急激に変化する経済・社会の動向に対応し、活力ある地域社会創造のためにリーダーシップを発揮でき、対象者のみならず家族や地域の健康促進に貢献できる人材を育成する。
- ④人々の生活改善に直結する質の高い看護を提供するために、高邁な倫理観を持ち、高度な専門知識・技術を有する看護実践者を育成する。
- ⑤産業構造の急激な変化に伴い、社会的に必要性が高まっている産業看護の専門的知識を有する人材を育成する。

### (4) 学生確保の見通し

#### 1) 学生確保の見通し

本研究科の設置にあたり、大学院進学の詳細な需要動向を調査するため、北勢保健医療圏内の保健・医療・福祉機関に勤務する看護職者に対しアンケートを実施した(資料2)。

看護職者の回答者 1,282 人のうち本学大学院への進学希望者は、「ぜひ入学を希望

する」16人、「条件を整えば入学を希望する」140人、「働きながら学べるコースがあれば入学したい」114人の合計270人となっており、20%を超える回答者が関心を示していることが明確となった。大学院進学希望の理由は、「高度な専門知識・能力の取得」「キャリアの向上・業務の拡大」などが約5割を占め、高度医療の知識・技術の修得や実践力の向上への志向が伺える。

また、本学に在籍する学部生に対しても同様のアンケートを実施し、本学に大学院が設置された場合の意向を尋ねたところ、学部生の回答者311人のうち、「大学院に進みたい」6人、「条件を整えば大学院に進みたい」34人、「一度実践の場に出てから大学院に進みたい」41人と回答者の26.0%が進学を希望する結果となった。

現在、保健・医療・福祉機関に勤務する看護職者で本研究科への進学を希望し「ぜひ入学を希望する」と回答した者が16人、また、学部から本研究科へストレートに進学することを希望し「大学院に進みたい」と回答した学部生が6人であった。このことから、看護職者と学部生を合わせて20人程度の志願者は毎年見込めるものと考えており、学生の確保については、長期的に可能であると判断している。

## 2) 修了後の進路、就職の見通し

本研究科の設置にあたり、大学院修了者の需要動向を調査するため、北勢保健医療圏内の保健・医療・福祉機関の施設長・部門長に対しアンケートを実施した(資料2)。施設長・部門長の回答者136人のうち、「現時点でも需要はある」18人、「一部の職員、職種には大学院修士課程修了程度の人材が必要である」28人、「現時点ではそれほど需要はないが、将来的には需要は増大する」47人と回答者の68.4%が大学院修了者の必要性を認めていた。必要性を認める93人に理由を尋ねたところ、「高度な専門知識や技術を持つ人材が必要だから」が51人、「高度化する実践分野に対応できる能力が期待できそうだから」が25人、「現場における研究開発が求められているから」が20人、「より高度な技術、学術の向上に必要だから」が19人、「大学院レベルの教育・研究が必要な分野だから」が18人、「職場でのリーダーシップが期待できそうだから」が18人、「的確な判断力、行動力を身につけた人材として期待できそうだから」が17人、「専門家として幅広い人間性が期待できそうだから」が14人、その他2人と大学院修了者に対する高い期待が伺える結果となった。

このことから、本研究科を修了した者の進路、就職については有望であり、期待は大きい。

具体的な就職先については、

- ① 病院・保健所・保健センター・老人保健施設などの保健・医療・福祉機関
- ② 健康に関心の高い企業の健康支援センター
- ③ 大学・短期大学・専門学校などの教育研究機関

などを想定している。

進学については、看護学に関する研究をより深化させるための博士課程進学が考えられる。

## 2 博士課程の設置について

本研究科では、前述のような人材の育成を目指しており、修士課程までの構想である。さらに高度な看護専門職者・研究者育成のためには、博士課程の設置が必要であると考え、当面は学士課程と修士課程の充実を図り、博士課程の設置については、修士課程の完成を待って検討するものとする。

## 3 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本研究科は、四日市看護医療大学の大学院として看護学の研究を行うことから、研究科、専攻及び学位の名称を次のとおりとする。

### (1) 研究科の名称及び英訳名称

看護学研究科  
Graduate School of Nursing

### (2) 専攻の名称及び英訳名称

看護学専攻  
Master's Program in Nursing

### (3) 学位の名称及び英訳名称

修士（看護学）  
Master of Nursing

## 4 教育課程の編成の考え方及び特色

### (1) 教育課程の編成の考え方・構成

教育理念・教育目的に基づき、「産業看護学領域」「実践看護学領域」「基礎看護学領域」の3領域を設け、それぞれの専門性を軸とし教育内容を編成し共通科目と専門科目を配置した。共通科目は、専門科目の基盤として生命の尊厳と深い人間理解を養い、広い視野を育て、教育・研究能力やより高い実践能力を育成するために必要な看護学の基礎的理論や研究方法などを学ぶ科目で構成される。3つの領域で構成される専門科目では、共通科目での学習をもとに各専攻看護学領域の理論や技法を探究する科目群を配置した。いずれの領域の専攻者であっても、研究手法、研究デザインに関するコースワークを整備し、教育・研究者に求められる批判力、論理的思考力、表現力の涵養が可能である。また、選択科目履修方法により、教育・研究者を育成する修士論文コースと、小児看護、慢性疾患看護、急性・重症患者看護の専門看護師（CNS）を目指す専門看護師（CNS）コースを設けた（図2参照）。

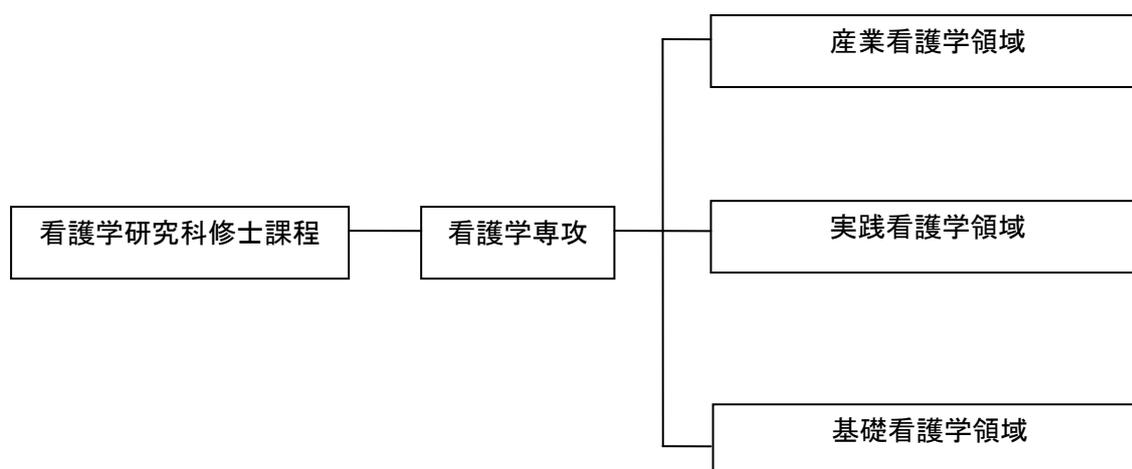


図1 教育課程の編成の考え方

教育課程の構成は、図2に示すとおりである。

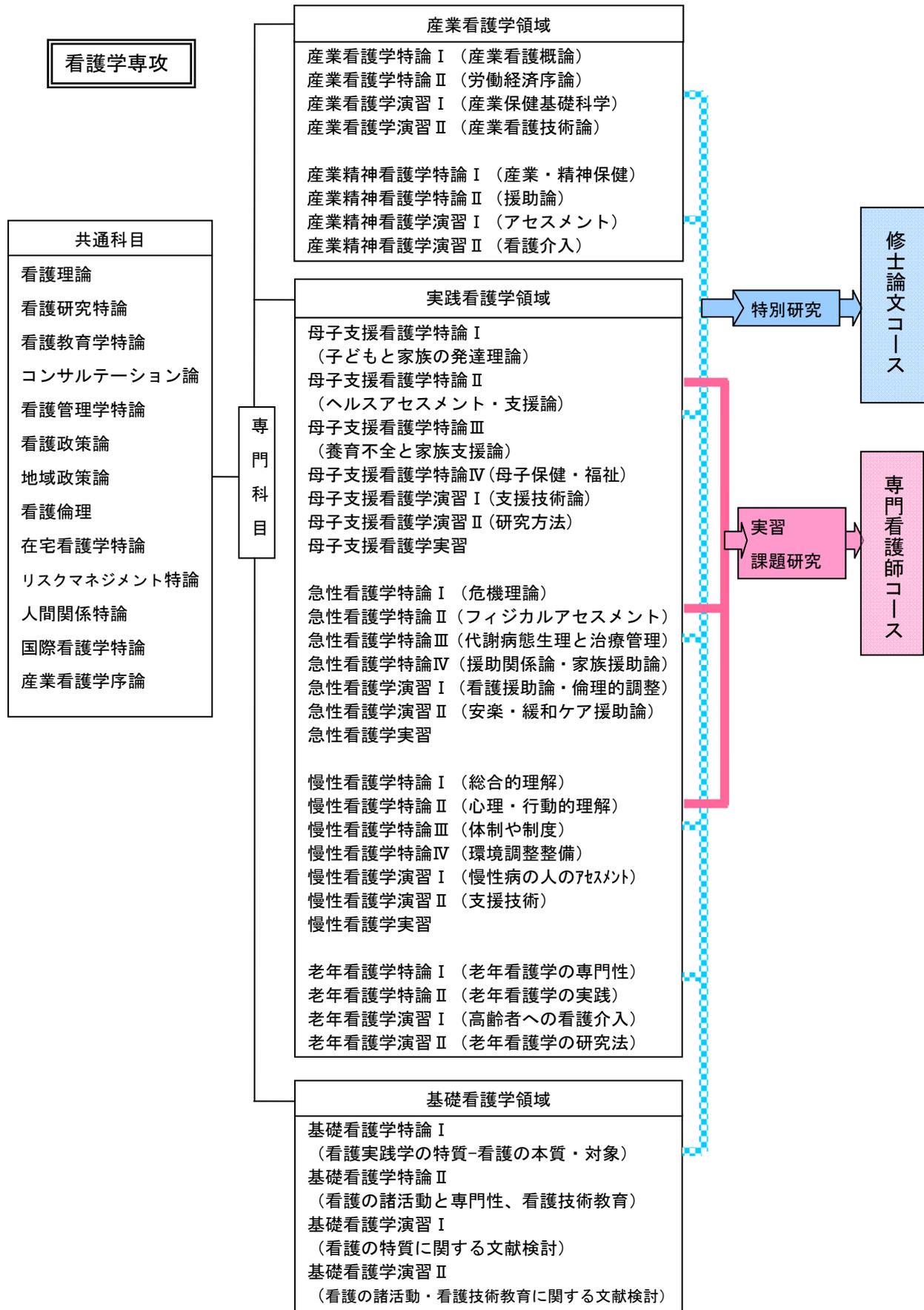


図2 教育課程の構成

## (2) 教育課程の特色

### 1) 共通科目

共通科目では、専門科目の基盤として、生命への尊厳と人間理解を深め、高い倫理観を育てるため、「看護理論」「看護倫理」「人間関係特論」を配置した。また、保健・医療・福祉の進歩、ニーズの変化に対応できる、広い視野をもった看護科学の開拓と進展に貢献する能力を育成するため、「看護研究特論」「看護教育学特論」「コンサルテーション論」「看護管理学特論」「看護政策論」「地域政策論」「在宅看護学特論」「リスクマネジメント特論」「国際看護学特論」「産業看護学序論」を配置した。

### 2) 専門科目

専門科目では、共通科目を基盤として学生が3領域で研究と実践に必要な理論と技術の修得ができるよう配慮している。さらに、各看護学領域での学修を統合するものとして、専門看護師（CNS）コースでは「課題研究」を、修士論文コースでは「特別研究」を配置した。**(資料3)**

#### ① 産業看護学領域

産業看護学領域は、産業都市である地域特性からも社会的要請の高い領域であり、様々な生活場面・労働場面、発達段階及び健康レベルにある個人や家族、集団を対象とし、広い視野から対象者の健康生活を支援するための諸理論を学び、高度な専門知識と技術を修得し、実践できる能力を育成する内容となっている。

「産業看護学」では、あらゆる職業に従事する人びとへの看護の実践者、研究者、教育者を育成する。地域の特性である製造業で働く国内外の労働者を始め、第三次産業を含む様々な事業場で働く人びとの健康の保持・増進を支援するための高度な知識と実践力、指導力を育成できるような内容となっている。

「産業精神看護学」では、複雑で多様な人間と社会を全体的にとらえ、人びとの生活や人生に様々な影響をもたらすところの健康を支援し、保持増進するための深い知識や技術、理論を学ぶ内容となっている。

#### ② 実践看護学領域

実践看護学領域は、様々な発達段階及び健康レベルにある対象者の健康生活支援に関する諸理論を学び、高度な専門知識と技術を修得し、実践できる能力を育成する内容となっている。本領域は、「母子支援看護学」「急性看護学」「慢性看護学」「老年看護学」の4看護学から構成される。

「母子支援看護学」では、子どもと家族の支援を軸に各科目を展開する。人間発達理論、及びプラートーノフの人格理論をもとに、様々な発達段階にある子どもとその親を包括的に学ぶ。その理解を踏まえ、多様化・複雑化する社会の変化のなかでの諸問題と課題を視野に入れつつ、子どもと家族の健康や生活、親子関係、社会関係を包括的に評価し、子育てや健康の問題を抱える子ども・家族に対して、より専門性の高い支援を提供する力を育成する。また、小児看護専門看護師（CNS）コースを併設し、様々な背景をもつ子どもと親を支援する高度な実践

力、研究・教育能力を育成する。

「急性看護学」では、事故や重篤な疾病により生命の危機的状況にある対象者を総合的にとらえ、患者・家族中心の治療環境を整えるための高度な知識や技術、理論を学ぶ内容となっている。さらに、対象者の QOL がよりよい状態で回復に向かうためのケアマネジメントを実践するために、急性・重症患者看護の専門看護師（CNS）コースを併設する。

「慢性看護学」では、慢性性の病いをもつ人びとが抱える様々な苦悩や健康課題について理解し、セルフマネジメント・スキルの獲得を目指した支援について、理論や介入の方法を学び、看護実践に応用できるとともに、臨床から在宅復帰に向けての保健・医療・福祉の連携・協働によるケアマネジメントを実践するための高度な知識や技術、理論を学ぶ内容となっている。さらに、対象者の QOL がよりよい状態で地域在宅に復帰する退院支援システムの確立及び地域医療連携体制の構築のために、慢性疾患看護の専門看護師（CNS）コースを併設する。

「老年看護学」では、老年期にある対象者を包括的にとらえ、その人の生き方を尊重し、深い関心を寄せ、理解し続ける姿勢を持ち、加齢や生活の営みに関連する健康課題に対して支援するための高度な知識や技術、理論を学ぶ内容となっている。

### ③ 基礎看護学領域

基礎看護学領域は、人々の健康生活を維持・向上させるための理論やケアの方法、及び有効性の検証について追究するとともに、実践への適用を学ぶ内容となっている。

「基礎看護学」では、人々の健康と福祉にかかわる看護実践学の特質、及び看護の対象を総合人間学の視点並びに看護の専門性、専門職性の視点の双方から考察する。また、ケア・ケアリングに関する諸理論の理解に基づき、ケア・ケアリングとは何かを具体的な看護現象と関連させながら学ぶ。加えて、安全・安楽を提供する看護技術の人間科学を考究し、基礎看護教育における技術教育の課題に対する教育・研究能力を育成する。

### ④ 課題研究

課題研究は、専門看護師（CNS）コースにおいて、各学生が共通科目及び各専攻看護学科目で学修したことをもとに、個々の研究課題を系統的に探究し、倫理的配慮に基づいた適切な研究方法を用いてデータを収集・分析し、客観的・科学的に論文としてまとめる内容となっている。

### ⑤ 特別研究

特別研究は、修士論文コースにおいて、各学生が共通科目及び各専攻看護学科目で学修したことをもとに、個々の研究課題を系統的に探究し、倫理的配慮に基づいた適切な研究方法を用いてデータを収集・分析し、客観的・科学的に論文としてまとめる内容となっている。

## 5 教員組織の編成の考え方及び特色

本研究科における教員配置は、専任教員 22 名を「共通科目」「専門科目：産業看護学領域、実践看護学領域、基礎看護学領域」のそれぞれに研究指導教員を含め、複数名配置する。

具体的には、「産業看護学領域」については、「産業看護学特論 I（産業看護概論）・II（労働経済序論）」「産業看護学演習 I（産業保健基礎科学）・II（産業看護技術論）」として、産業看護を中心とし、働く人びとの健康支援に関する教育・研究に 2 名、「産業精神看護学特論 I（産業・精神保健）・II（援助論）」「産業精神看護学演習 I（アセスメント）・II（看護介入）」として 2 名、計 4 名の教員を配置する。

「実践看護学領域」については、「母子支援看護学特論 I（子どもと家族の発達理論）・II（ヘルスアセスメント・支援論）・III（養育不全と家族支援論）・IV（母子保健・福祉）」「母子支援看護学演習 I（支援技術論）・II（研究方法）」「母子支援看護学実習」に 7 名の教員を配置する。「急性看護学特論 I（危機理論）・II（フィジカルアセスメント）・III（代謝病態生理と治療管理）・IV（援助関係論・家族援助論）」「急性看護学演習 I（看護援助論・倫理的機能）・II（安楽・緩和ケア援助論）」「急性看護学実習」として急性・重症患者に対するクリティカルケアの教育・研究に 2 名、「慢性看護学特論 I（総合的理解）・II（心理・行動的理解）・III（体制や制度）・IV（環境調整整備）」「慢性看護学演習 I（慢性病人のアセスメント）・II（支援技術）」「慢性看護学実習」として病の慢性性に関する健康支援・療養支援に 2 名、「老年看護学特論 I（老年看護学の専門性）・II（老年看護学の実践）」「老年看護学演習 I（高齢者への看護介入）・II（老年看護学の研究法）」として 1 名、領域として 計 12 名の教員を配置する。なお、本領域では小児看護、慢性疾患看護及び急性・重症患者看護の専門看護師（CNS）コースを併設するため、厚く人員を配置する。

「基礎看護学領域」については、「基礎看護学特論 I（看護実践学の特質・看護の本質・対象）・II（看護の諸活動と専門性、看護技術教育）」「基礎看護学演習 I（看護の特質に関する文献検討）・II（看護の諸活動・看護技術教育に関する文献検討）」で 2 名の教員を配置する。

このほかに、「共通科目」及び「特別研究」を担当する 4 名の教員を配置する。

教員組織の年齢構成は、専任教員 22 名のうち、30 歳代 1 名 4.6%、40 歳代 3 名 13.6%、50 歳代 10 名 45.5%、60 歳代 1 名 4.6%、70 歳代 7 名 31.8%である。大学院の完成までに定年（65 歳）に達する教員については、授業及び指導の継続性を確保するため、平成 25（2013）年 3 月末までの定年延長を行う。平成 25（2013）年 3 月末で退職する教員の後任人事については、平成 24（2012）年度中の早期に確定させ、教育研究の継続性が絶たれることや教育研究の質の低下を招かないよう十分に配慮する。次年度以降についても同様の対応を行っていく。

本学の定年規程を超える 65 歳以上の専任教員は 7 名となり、専任教員全体の 31.8%を占めることとなるが、この年代では体力面などにおいて個人差も大きく、一概に年齢だけを基準にその能力を評価することはできない。この 7 名の教員は、いずれも長年にわたり大学院での教育研究活動に従事しており、大学院修士課程を担うに足る資質と業績を有する教員ばかりである。

これらの教員の多くは、今後、数年のうちに本研究科の教育研究活動からは退くこととなるため、在職する間にこの人的資源を最大限に活用し、若い世代の教員に対する資質向上のための指導と教育を充実させ、後継者の育成を図っていく。今回の大学院設置計画は、そのためにも大きな役割を果たすこととなる。

なお、大学院専任教員及び学部専任教員のうち 7 名は現在、大学院博士課程に在学中であり、大学院での研究指導を担うに足る実力を養成できるよう、今後も博士の学位を保持しない教員に対しては、積極的に学位取得を奨励していく。

学内での育成が困難な専門分野については、公募又は教員の保持する人的ネットワークを活用し、他の大学・大学院から新たに 40～50 歳代の優秀な若手教員を招聘するなどして、教員組織の永続性が担保できるように、教員の退職時期にあわせた補充採用を行っていく。これについても、平成 25 (2013) 年 3 月末で退職する教員の後任人事と並行しながら、平成 24 (2012) 年度中の早期に確定させる。次年度以降についても同様の対応を行い、大学院修士課程にふさわしい教員組織の編成に努めていく。

## 6 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

### (1) 教育方法

カリキュラムは講義(1 単位 15 時間)、演習(1 単位 30 時間)、実習 (1 単位 45 時間)より構成される。

講義は、原則として 1 名の教員によって行うが、内容を深め、視野を拡大するため専任教員及び非常勤講師によるオムニバス形式も採用する。

演習は、学生又は指導教員の選んだテーマ、文献等について学生自らが調査し、指導教員とともに問題の新しい展開、解決法などについて討論する。

実習は、理論、研究、実践との関係を科学的思考に基づいて分析・統合していけるように、本学の教育に参画している実習病院の臨床指導者や保健所、保健センター等における熟練した看護実践者との討議を活発に進め、学生の統合実践能力を発展させていく。

学生がそれぞれの領域だけでなく、他領域の開講科目を選択できるオープンな教育体制を設ける。これによって、学生の主体的、自主的な学びと学際的な視点をもてるよう促す。教員は、問題解決のための方策を学生と共に探求する協働者としてのスタ

ンスをもって学生と関わる。また、学生に多様な教育・研究の機会を与えるために国内外での学会参加を促し、他の大学院や研究機関との連携を図る。

## (2) 履修指導、研究指導の方法

### 1) 履修指導

学生は、入学時に修士論文コース又は専門看護師（CNS）コースいずれかのコースを選択し、3領域共通の科目と各領域での教育・研究の中核となる専門科目、及び研究指導科目である特別研究・課題研究よりそれぞれ選択の上履修する。履修に際しては、学生が各自の関心・専門領域により履修計画を作成できるように、入学時に履修モデルを示し、個別に指導する（資料3）。

### 2) 研究指導

当該の特別研究及び課題研究を担当する教員が論文作成の指導までを一貫して行うものとする。また、研究指導に当たる教員を補佐する教員を配置して、研究指導体制の充実を図る。1年次には定期的に個別面接を行い、学生が関心のある独自の分野を選択、発展できるよう指導し、それぞれの専攻科目や研究方法に関する科目を履修する中で研究課題を決定し、計画書を作成できるよう指導する。また、1年次の2月下旬に論文題目を提出する。

2年次には4月中旬に研究計画書を提出し、研究倫理審査を受ける。研究指導教員は、論文の作成に向けて定期的、個別的な指導を行う（資料4-1）。

### 3) 論文審査

提出された研究計画書や論文は、「学位論文審査委員会」において修士論文としての水準や倫理的な配慮についての審議を行い、可否を決定する。審査には、当該学生の研究指導教員以外の研究指導教員から選出した主査1名及び当該学生の研究指導教員を含む副査2名を選定し、氏名を公表する。修士論文審査の詳細については、「四日市看護医療大学学位規程」（資料5）の第7条に定める。

### 4) 修了要件

修士課程を修了するために必要な修得単位数は30単位以上とし、「共通科目」「専門科目」の区分に応じて、必要な単位を修得するものとする。加えて、指導教員の指導のもとに論文を作成し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

#### ① 修士論文コース

修士論文コースを修了するために必要な修得単位は、共通科目より必修科目6単位を含め16単位以上、専門科目より8単位以上、特別研究6単位を修得するものとする。

#### ② 専門看護師（CNS）コース

専門看護師（CNS）コースを修了するために必要な修得単位は、共通科目より必修科目6単位を含め10単位以上、専門領域の中から18単位、課題研究2単位を修得

するものとする。

## 7 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合

修士学位の審査は、特定の課題についての研究成果の審査をもって修士論文の審査に代えることをできる旨定めているが、具体的には課題研究論文を指す。課題研究論文は、修士論文の審査と同等な教育・研究水準を確保する体系にしている。提出された研究計画書や論文は、「学位論文審査委員会」においてその研究水準や倫理的な配慮についての審議を行い、可否を決定する。審査には、当該学生の研究指導教員以外の研究指導教員から選出した主査1名及び当該学生の研究指導教員を含む副査2名を選定し、氏名を公表する。課題研究論文審査の詳細については、「四日市看護医療大学学位規程」(資料5)の第7条に定める。

実習は、講義、演習科目での教授内容を踏まえ、実習施設での実習だけでなく、事例検討、スーパービジョン等の方法を用い、実習施設と連携して行う。さらに、学生は実習での課題をもとに課題研究として、理論と実践を体系づけてまとめる。

なお、課題研究論文を提出する場合にも、研究理論や研究手法を学び、修士論文を提出する者と同等の研究指導を受けるものとする。

## 8 施設・設備等の整備計画

現在の看護学科の使用する校舎は、大学院・学部を同一の棟において整備することを前提としており、学部教育の充実はもとより、大学院教育に必要な施設・設備を整えたものとなっている。

大学院教育のために必要な専用スペースとして大学院生研究室や演習室を設けるほかは学部との共用を前提として整備を進めている。

### (1) 大学院生研究室

大学院生の学修・研究活動を促進するため、大学院生専用の研究室2室(14名収容70.9㎡、6名収容48㎡)を設ける。学生1人に1台の机・椅子・パソコン・ロッカーを配置し、学内LANシステムやインターネットが使用できる環境を整備する。各室には、図書用書架も設置する(資料6)。

### (2) 演習室

ゼミナールの実施やグループワークなど、学生の研究討議の場として演習室(専用2室、共用4室)を配置する。

### (3) 図書館

本学図書館は、開学1年前の平成18(2006)年度から、図書、学術雑誌、視聴覚資料の整備を進めている。現在の蔵書は、一部寄贈図書もあるが、大半は開学後の整備であるため、情報鮮度は比較的高い。図書、学術雑誌、視聴覚資料の購入にあたっては、領域ごとに購入希望図書の取りまとめを行い、講義や実習等と密接に関連した必要度の高い資料をそろえている。本研究科設置にあたり、開設前年度から完成年度までの3年間で400万円の図書購入予算を計上し、新たに図書630冊(うち外国書170冊)、学術雑誌4誌(うち外国書1誌)を購入する予定である。

一般教養の分野においては、四日市大学情報センター(蔵書約16万冊)の資料も自由に利用でき、単科大学としては充実した資料環境だといえる。

学術雑誌に関しては、現在継続して受け入れている101誌に加え、旧四日市市立四日市高等看護学院より一部バックナンバーの寄贈も受け、現在の所蔵点数は約170誌となっている。視聴覚資料は館内で閲覧できるほか、著作権処理が済んでいるものを対象に、学内者への館外貸出も平成20(2008)年11月から試験的に実施している。

また、館内にあるすべての資料の所蔵データを作成し、OPACによる学内外からの蔵書検索に対応している。

オンラインデータベースは、医中誌Web(医学中央雑誌Web版)、メディカルオンライン、CINAHL、MEDLINEを導入しており、電子ジャーナルは、メディカルオンラインから725誌、CINAHLから71誌、その他3誌の合計799誌が閲覧可能である。

平日は9時から21時30分まで、土曜・日曜は9時から17時まで開館し、充実した学修・研究環境の提供に努める。また、現在学部生に対して実施している図書館の利用法やOPAC検索演習、文献検索演習などの利用指導に関しては、個人の習熟度や理解度、経験等が様々であることが予想されるため、一人ひとりのニーズにそった利用指導を検討している。

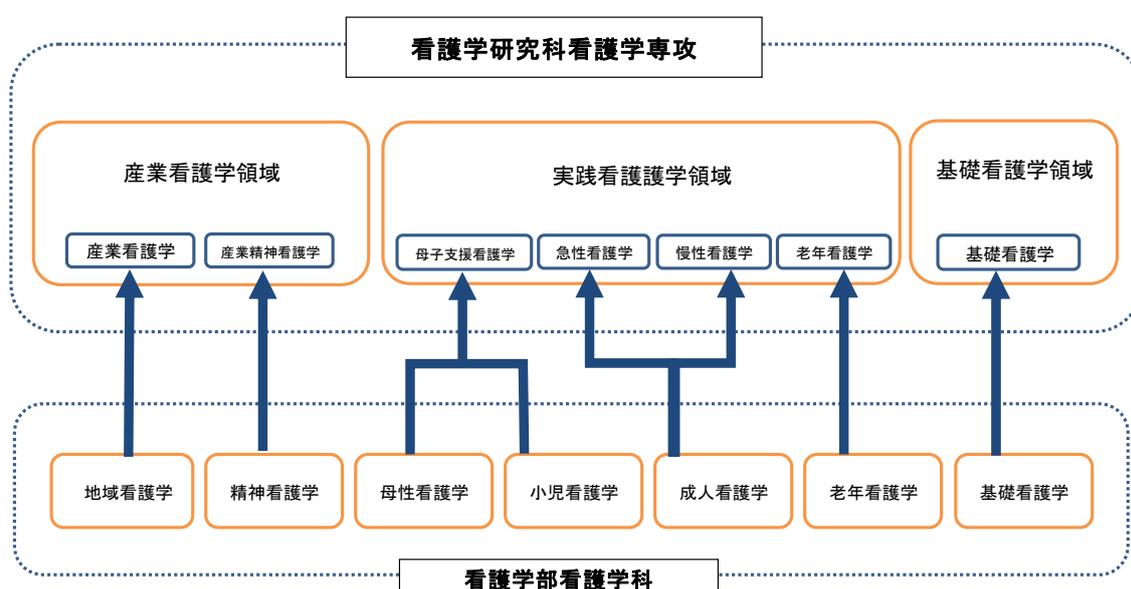
蔵書冊数(平成22年3月現在)

区分	和書	洋書	合計	備考
図書	9,500冊	1,717冊	11,217冊	学部と共用
雑誌	79種	22種	101種	
視聴覚資料	309点			

## 9 既設の学部との関係

大学院の教育課程の編成にあたっては、学部における教育課程の構成を基礎に、人々の抱えている健康問題や保健・医療・福祉に関する課題を考慮して専攻領域を設定した。

また、本研究科の授業を担当し、教育・研究指導にあたる専任教員のほとんどは看護学部看護学科の専任教員であり、下記の関係図のように連携を図る。



## 10 入学者選抜の概要

### (1) 募集人員

募集人員は、看護学専攻として入学定員 10 名とする。

### (2) 選抜区分

「一般選抜」及び「社会人特別選抜」を行う。

### (3) アドミッション・ポリシー

本研究科では、専門性の高い看護学の修得を志向し、主体的に学修できる意欲のある者を求める。

- ① 看護学専攻の教育を受けるための基礎的な知識や技術を有する者

- ② 高度専門職業人又は教育研究者として、看護学や看護実践の発展に貢献する意欲を有する者
- ③ 看護学や看護実践に対する高い追究心を持ち、主体的な勉学及び自己啓発に積極的である者

#### (4) 入学資格

- ① 学校教育法 83 条に定める大学を卒業した者
- ② 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- ③ 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- ⑤ 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限り）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- ⑥ 学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 6 号の規定により文部科学大臣が指定した者
- ⑦ 前各号に定める者の他、本大学院における個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、当該年度末までに 22 歳に達した者

#### (5) 選抜区分及び選抜方法

##### ① 一般選抜

選抜方法：専門科目、英語、面接

##### ② 社会人特別選抜

###### a. 社会人の定義

社会人の定義は、保健師・助産師・看護師いずれかの免許を有し、一定の実務経験を有する者とする。

###### b. 出願資格

(4) の入学資格のいずれかに該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者は、社会人特別選抜として出願することができる。

###### i) 社会人として実務経験を 3 年以上有する者

ii) i) のほか、保健・医療・福祉施設、教育研究機関、官公庁、企業等に勤務する者で、勤務をしながらの就学について当該勤務先の承認を得ている者

\* 入学後も保健・医療・福祉施設、教育研究機関、官公庁、企業等で勤務する場合は、当該勤務先との間で問題が生じないように留意する。

###### c. 選抜方法

専門科目、英語、面接

## (6) 専門分野の担当教員との相談

- ①出願に先立って、必ず専門分野の担当教員と研究内容について相談する機会を設ける。
- ②働きながら学ぶ者には、事前に履修計画書を提出させる。

## 1 1 取得を目的とする資格

実践看護学領域のうち、小児看護学及び成人看護学の専門看護師（CNS）コースの修了者には、日本看護協会が実施する「小児看護専門看護師」「急性・重症患者看護専門看護師」「慢性疾患看護専門看護師」の専門看護師認定審査を受験する資格が得られるよう日本看護系大学協議会に申請する予定である。

## 1 2 実習の具体的計画

### (1) 専門看護師（CNS）コースにおける臨地実習の基本的な考え方

専門看護師（CNS）コースでは、看護基礎教育で学んだ基礎的な実践力及び現場で培われた実践力を基盤とし、保健・医療・福祉機関及び地域社会において連携・協働した臨地実践応用教育プログラムを構成する。

それぞれの専門分野で必要な卓越した看護実践能力、倫理的判断能力、総合的な調整能力等を開発するため、専門看護分野の看護実践が行われている保健・医療・福祉機関で実習を行う。

#### 1) 母子支援看護学実習

母子支援看護学実習では、親子関係や子育てに関する総合的な見識と関連職者間の連携・調整・倫理的課題への対応も含めて専門的な実践能力、支援やケアを創意工夫する能力、現場の状況に応じた適切な調整ができる能力、現場と連携しながら実践の向上を目指す研究能力を養う。

#### 2) 急性看護学実習

急性看護学実習では、周手術期やクリティカルケア状況にある患者・家族に卓越した専門的な看護援助を提供し、看護ケアの評価ができるようになるために必要な論理的・実践的思考と専門的な看護技術／看護介入について探究する。また、看護チーム

の中で、問題解決のためにリーダーシップがとれるよう調整能力、教育・相談能力を主体的に修得する。さらに、患者・家族の体験している意思決定上の葛藤、倫理的課題に対するコンサルテーション能力を高め、重症・集中治療を必要としている患者・家族ケアに求められている卓越性や専門性について考察を深める。

### 3) 慢性看護学実習

慢性看護学実習では、慢性・長期的な健康障がいをもちながら生活している人・家族がセルフマネジメント・スキルを獲得し、生活の変化と療養のバランスを保ちながら最適な健康状態を生み出していくことができるよう援助するための理論と方法を基に、臨床での問題の発見と解決能力及び課題達成のための多職種連携・協働の能力を育成し、課題研究につなげる。また、臨床でのさまざまな現象に対し、慢性・長期的な健康障がいをもつ人・家族について、疾病・障がいの特徴、病をもちながら生きていくことの意味、人生のありようなどの観点から理解を深め、それらの人びと自身がありたい姿としての生活をし続けるためのセルフマネジメントを促進する看護介入について学ぶ。

#### (2) 臨地実習先の確保の状況（実習施設、所在地等）

臨地実習については、1病棟に学生1-2名を1グループとし、課題研究活動を踏まえた実習を受けられるように配慮する。「市立四日市病院」を中心に臨地実習を行い、その他に母子支援看護学実習では「大阪府立母子保健総合医療センター」「特定非営利活動法人児童虐待防止協会」「四日市市保健所」及び「四日市市福祉部児童福祉課」を、急性看護学実習では「四日市社会保険病院」及び「小田原市立病院」を、慢性看護学実習では「四日市社会保険病院」及び「四日市市保健所」を、それぞれ臨地実習機関とする（資料7）。臨地実習先の承諾書は、資料8に示す。

「市立四日市病院」「四日市社会保険病院」「四日市市保健所」及び「四日市市福祉部児童福祉課」は、四日市市内に立地する施設である。

専門看護師（CNS）の臨地実習先は、県内の施設だけでは十分ではないため、遠隔地からも選定した。周産期医療・小児医療の専門病院として30年の歴史を有する「大阪府立母子保健総合医療センター」と我が国で初めて児童虐待を防止するために創設された民間の団体である「特定非営利活動法人児童虐待防止協会」は、どちらも本研究科が企図する母子支援看護学実習を行う上で国内最高水準の施設である。また、「小田原市立病院」には急性・重症患者看護の専門看護師（CNS）が在籍しており、専門看護師（CNS）の役割や機能を学修する上で有益な施設である。

なお、学生の経済的な負担を軽減するため、実習期間中「大阪府立母子保健総合医療センター」及び「小田原市立病院」からは、宿舎の提供を受けることとなっている。

#### (3) 実習先との連携

実習施設と本大学院との間で、専門看護師（CNS）コースにおける臨地実習の内容、日程、指導のあり方、評価方法等、実習の進め方について検討し、実習先関係者の理解と協力・連携を得ながら、より教育・研究効果の高い臨地実習がスムーズに実施さ

れるよう本大学院の責任の下で実習を行う。

さらに、実習の詳細については、実習が開始される約 1 年前から調整会議を開き、本学が企図する専門看護師 (CNS) コースの教育理念に沿った実習が可能となるよう、実習責任者及び実習指導者と十分に連絡・調整を行う予定である。

なお、臨地実習施設での個人情報保護及び事故防止については、「臨地実習における個人情報取り扱いのためのガイドライン」(資料 9)、「実習中における事故の予防と発生時の対応」(資料 10) に基づいて取り決めを結ぶとともに、学生にもその重要性を正しく認識させ、指導の徹底に努める。

#### (4) 臨地実習施設における指導者の配置計画と教員の臨地指導及び巡回指導について

それぞれの臨地実習施設では、担当する教員と病院の指導者とで、広範な視野と多様な視点から学生の指導を行っていく。

臨地実習先の指導者は、大学院生の専攻領域で看護実践の経験が豊富であり、高度な知識、コンサルテーション、調整などを行うことができる実習指導者を委嘱する。指導者の質の保証として、学位保持者又は本学の審査を受けて任命する実習指導者を配置する。

実習指導においては、学生 1-2 名を 1 グループとしており、1 グループ 1 名の教員と、それを補佐する複数の副実習指導教員による指導体制を採用する。

臨地指導は、定期的に実習状況・内容、レポートなどによる評価を行い、大学院生に対するスーパーバイズを行う。各看護学の教授が中心となって実習場所との実習調整、指導者との連絡および実習のスーパーバイズを行い、学習効果が上がるようにする。他の教員は、教授の補佐として学生の実習指導にかかわる。したがって、専門看護師 (CNS) コースを併設する母子支援看護学、急性看護学、慢性看護学の 3 教授は、主として大学院での教育研究を担当するものとし、学部・大学院の担当時間数は週当たり最大 20 時間までとする。

#### (5) 単位認定と評価

単位認定と評価については、現場実習指導者の実習評価を参考にしつつ、担当教員が以下の評価項目を中心に総合評価を行う。

- ①潜在ニーズを顕在化させる力とともに、保健・医療・福祉サービスとしての看護の提供能力及びケアマネジメント能力
- ②看護サービスの開拓・評価能力及び看護計画の立案・評価能力  
→問題発見・独創的な課題の設定・対策立案・解決への介入の実施
- ③特定の健康課題・特定の家族関係に対処する能力  
→希望により、対象者の背景に影響を及ぼす地域での看護活動経験も積む
- ④健康教育・患者教育、グループ活動等の実践能力
- ⑤調整及び施策化の能力を養う  
→保健・医療・福祉における政策から行政で必要な看護技術の検証を行う

#### (6) 臨地実習の内容

実習は、各自の専攻領域（課題研究）に応じて、研究指導教員と相談の上、課題・実習計画を定め、研究指導教員の指導のもとで実施する。

実習の場所や期間は、専攻領域や研究テーマ、能力等に応じて決定する。

実習内容は、看護実践能力、研究・教育能力、倫理的判断能力、総合的調整能力を養成可能なプログラムとする。

### 1.3 大学院設置基準第14条による教育方法への対応

#### (1) 第14条適用の趣旨

本大学院を設置する理由の一つである社会人へのリカレント教育の場の提供のため、具体的には、保健・医療・福祉施設、教育研究機関、官公庁、企業などの現場において活躍している現有職者に対して、夜間等特定の時間帯、又は特定の時期に授業及び研究指導を行い、職を辞することなく学修できる教育環境を整備し、高度な看護専門職者の育成を図るため、大学院設置基準第14条に基づく教育を実施する。

また、現有職者が現職と修学を時間的に無理なく両立できるよう、修業年限については標準の2年の他に、修業年限が3年の長期履修制度も導入する。

#### (2) 修業年限

標準修業年限は2年とし、全期間に14条特例を実施する。ただし、長期履修を希望する者で研究科長が許可した場合には、3年を限度として一定の期間にわたり教育課程を履修できるものとする（資料4-2）。

#### (3) 履修指導及び研究指導の方法

社会人大学院生の履修指導・研究指導については、一般の大学院生と同じく、入学から修了までの全期間を通じて指導教員を配置する。履修指導については、学生が選択した専攻領域を勘案し、履修モデルを示して個別に指導する。研究指導については、指導担当教員に加え、これを補佐する教員を配置し、研究指導体制の充実を図り、学生の修士論文、又は課題研究論文作成まで一貫した指導を行う。

#### (4) 授業の実施方法

昼間だけでなく夜間その他特定の時間又は時期に教育・研究指導を受けることができるよう平日（月曜日～金曜日）の夜間、土曜日及び夏期・冬期休業中に開講する。夜間の授業は、第6限（18:00～19:30）及び第7限（19:40～21:10）に開講し、土曜日の授業は、第1限（8:40～10:10）、第2限（10:20～11:50）、第3限（12:

40～14：10）及び第4限（14：20～15：50）に開講する。夏期・冬期休業中にも講義、演習、課題研究、特別研究の授業を集中的に実施し、教育・研究指導を受けることができるようにする。

これらの受講により、現有職者が現職と修学を時間的に無理なく両立できるようにし、修了できるようにする（資料11）。

#### （5）教員の負担の程度

本研究科の専任教員のうち、専門看護師（CNS）コースを指導する教授3名は、過重な負担がかからないよう学部・大学院の担当時間数は週当たり最大20時間までとし、主として大学院での教育研究を担当することとする。他の教員についても、学部との兼務であることから、学部と大学院の担当授業時間数の調整や各種委員会業務等の軽減を行うなどして、過度の負担にならないよう十分に配慮する。

昼夜開講制の実施に際しては、十分な教育研究指導が行えるよう、看護学専攻（修士課程）担当の教員全員が教育方法の特例による授業を実施する。ただし、同一日の昼間及び夜間双方の授業の担当をできるだけ避けるように授業時間の編成を工夫するなど、教員に対する負担をできるだけ抑えるよう努める。

#### （6）図書館・情報処理施設等の利用方法

図書館は、平日（月曜日～金曜日）の夜間（17：00～21：30）、土曜日に加え、現在は開館していない日曜日にも開館し、開館時間に対応した職員の配置を行うことにより、大学院生の利用の便を図ることとする。また、本学図書館及び四日市大学情報センターに所蔵するすべての資料は、OPACによる学内外からの蔵書検索が可能であり、利便性の向上に配慮している。なお、平日（月曜日～金曜日）の夜間（17：00～21：30）、土曜日及び日曜日は、安全対策のため指紋認証システムに登録した学生及び教職員のみが図書館へ入館可能となる。

また、情報処理施設としては、コンピュータ演習室と図書館内のコンピュータ室に設置してあるパソコンを利用することができる。

##### 【開館時間】

	平日	土曜日	日曜日
授業期間	9：00～21：30	9：00～17：00	9：00～17：00
休業期間	9：00～17：00	閉館	閉館

#### （7）学生の厚生に関する配慮

学部の学生と同様に本学の厚生施設の利用ができるようにする。

また、事務室の窓口は、職員の変則勤務等により平日の夜間及び土曜日における大学院生の利用にも支障が生じないように配慮する。

#### （8）入学者選抜方法

現有職者のため、「一般選抜」とは別に「社会人特別選抜」を設ける。社会人の定義は、保健師・助産師・看護師いずれかの免許を有し、一定の実務経験を有する者とする。出願資格は、10の(4)の入学資格のいずれかに該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

① 社会人として実務経験を3年以上有する者

② ①のほか、保健・医療・福祉施設、教育研究機関、官公庁、企業等に勤務する者で、勤務をしながら就学について当該勤務先の承認を得ている者

なお、入学後も保健・医療・福祉施設、教育研究機関、官公庁、企業等で勤務する場合は、当該勤務先との間で問題が生じないように留意すること。

選抜方法は、専門科目、英語、面接とする。

## 1 4 管理運営

本学園には、四日市看護医療大学の円滑な運営を図るため、理事会と本学との協議機関として大学運営委員会が設けられており、大学院設置後もこれを継続する。大学運営委員会は、理事長が議長となり、学長、理事、副学長、企画部長、学科長、事務局長を委員として組織することとなっているが、本研究科開設を機に研究科長を委員に加える。その協議事項は、①本学の組織、運営の基本方針に関する事項、②学則、その他の学内諸規程等の制定及び改廃に関する事項、③本学の教育研究目標・計画の策定に関する事項、④本学の専任教員配置及び教員人事に関する事項、⑤本学の予算に関する事項、⑥本学の将来計画に関する事項、⑦その他、本学の運営に関する事項で、理事長が必要と認めた事項、となっている。

一方、本研究科の管理運営の中心は看護学研究科委員会が担い、その審議事項は、①教育課程及び研究指導に関する事項、②入学、退学、休学、復学、転学、留学、除籍、賞罰等学生の身上に関する事項、③学生の試験及び修了に関する事項、④学生の学位に関する事項、⑤その他、研究科の運営に関する重要事項、とする。研究科委員会は、研究科長が議長を務め、専任の研究科教員全員で組織され、民主的な意見調整を行うものとする。

また、自己点検・評価、ファカルティ・ディベロップメント(FD)等の特に重要な事項については、学部も含めた全学的委員会を設置し、審議することとする。

大学運営委員会と研究科委員会とは、それぞれの規程に基づいた協議、審議を行い、それぞれの構成メンバーを通じて連絡、調整を図ることにより、円滑な大学院運営が行われることを企図している。

## 15 自己点検・評価

教育・研究水準の向上と活性化を図り、本学設置の目的に沿った社会的使命を果たすため、現実的で有効な視点から、学校教育法第109条第1項に規定された自己点検・評価を実施している。

平成20(2008)年3月には「四日市看護医療大学 自己点検・評価報告書」が作成され、その結果を学外(他大学、教育関係機関、周辺自治体、企業等)にも配布・公表している。今後は2年ごとに報告を行い、大学院設置後もこれを継続し発展させていく。

また、本学は平成24(2012)年に実施される自己点検・評価の報告内容を基礎とし、学校教育法施行令第40条に定められたとおり、「認証評価機関」による「認証評価」を平成25(2013)年に受けることを予定している。そして、平成23(2011)年に大学院が設置された後は、大学院を含めたすべての項目について学内の自己点検・評価を行った後、平成26(2014)年以降、設置後7年以内に全学的な取り組みとして認証評価を受けることを予定している。

### (1) 実施方法

教育研究活動をはじめとする大学運営全般に関する総合的な点検・評価を定期的に行う。例えば、教育改善の取組みについては、学生からの授業評価の結果等を基に全教職員を対象としたワークショップを開催し、本学における教育研究活動に関して自ら自己点検・評価を行うことによって、改善・充実させることを目指す。その他、単年度毎の調査が有効である分野については定期的に調査を行い、そのつど成果を教育研究活動等に還元できる方法で開示していく。

### (2) 実施体制

自己点検・評価の充実を図るため、自己点検・評価委員会を設けており、大学院設置後もこれと協同して継続する。現在、委員会は、学長を委員長とし、学科長、学部選出教員及び事務局長となっているが、これに研究科長を加え、全学的な組織体制とする。

また、評価・点検が独善的になることを避け、大学が社会的な存在であることを認識し、大学の透明性を高めるため、学外の「認証評価機関」による第三者評価も実施する。

### (3) 結果の公表と活用

自己点検・評価の結果は公表し、学内外からの批判・評価を参考としながら、本学の教育、研究及び大学運営に役立てている。印刷物等による公表の他に、今後は概要をホームページなどによって公開することも予定している。

また、自己点検・評価の結果及び認証評価機関による第三者評価の結果を教職員間で共有するため報告会を開催する。

#### (4) 主な評価項目

現在、看護学部において以下の評価項目にもとづく自己点検・評価活動を行っており、大学院設置後もこれを継続していく。

- ①大学の理念・目的
- ②教育研究組織
- ③学生の受け入れ
- ④教育課程
- ⑤教員組織
- ⑥教員の研究活動と研究環境
- ⑦施設・設備
- ⑧社会貢献
- ⑨学生生活への配慮
- ⑩管理運営・財政
- ⑪自己点検・評価

## 16 情報の提供

現在、本学では、教育研究活動等の状況について、地域社会の理解を促す助けとなるよう紀要、自己点検・評価報告書、学報などの刊行物を発行している。あわせて、ホームページ等で学生、保護者、卒業生、地域社会の人々に広く情報を開示し、正確な情報の提供に努めており、大学院においても積極的にこれらを継続していく。

具体的には、ホームページを活用して、大学院設置の趣旨及び特色、教育研究上の目的を伝えるとともに、入試情報については、入試日程及び概要の提供の他、受験者数、合格者数などより詳細な情報を提供していく。

そして、リーフレット等を作成し、修士論文の指導教員名やテーマ、研究指導の内容を明示することや、本学の教育課程（開設授業科目等）、教員組織、施設・設備等の教育環境に関する情報も具体的に提供していく。特にシラバスの内容は Web 上でも閲覧できるようにする。

また、教員の研究テーマや研究業績、社会活動などについても、本学大学院への入学を志望する人や地域住民に向け、広く情報を開示し、情報の共有を図るため定期的なニューズレターの発行をしていく。

#### (1) ホームページによる情報提供

- ①開設の趣旨及び教育理念
- ②教育方針・目的・目標、人材育成の基本方針、学生支援の方針
- ③個人情報保護方針、ハラスメント対策
- ④学事日程
- ⑤教育課程、講義要綱（シラバス）
- ⑥教員組織
- ⑦図書館サービス、コンピュータ施設情報
- ⑧公開講座、シンポジウム案内

## （２）発刊物による情報提供

### ①四日市看護医療大学紀要

毎年 1 回、大学紀要が発行されている。教員の学術論文や研究報告、資料発表を掲載し教職員、学生その他、企業や周辺自治体に配布している。大学院生の研究成果も掲載する予定である。

### ② 四日市看護医療大学学報

毎年 1 回、大学学報が発行されている。その中で、以下のような項目について報告されている。

- a. 教育後援会役員会・総会について
- b. FD 委員会報告
- c. 海外語学研修報告
- d. 公開講座、シンポジウム報告

### ③入学案内・サブリーフレット

受験生向けに入学試験の概要及び教育活動の内容について公表している。また、奨学金や資格試験対策などについてはサブリーフレットにて情報を提供している。

### ④教学課ニュース

年に 3 回程度、発行されている。内容は、講義や実習等の教務事項に関係することや、学友会及びサークル等の学生活動について報告されている。

### ⑤自己点検・評価報告書

2 年に 1 回、報告書を作成している。内容は、大学の理念・目的、教育研究組織、学生の受け入れ、教育課程、教員の組織、研究活動などについて、自己点検を実施し、その結果を「四日市看護医療大学 自己点検・評価報告書」としてまとめている。

### ⑥産業看護研究センター報告書

産業看護研究センターは、地域社会における産業看護のシンクタンクとして、本学の教員が地域の企業・自治体等と産業看護に関する共同研究や受託研究を行っており、その成果を毎年 1 回「活動報告書」としてまとめている。

## 1 7 教員の資質の維持向上の方策

### (1) 基本方針

#### 1) 教員の資質の維持・向上を行う趣旨・目的

現在の大学院教育に対する社会的要請は、これまでのように研究者養成を中心とした教育・研究体制だけではなく、高度職業人の養成を念頭においたカリキュラム開発など、多様な教育支援体制の構築が求められている。本大学院においても、研究者養成だけでなく、専門看護師（CNS）の養成を視野においた教育体制を整備しており、入学者選抜も一般入試の他、社会人特別選抜入試を実施し、多様な学生の受け入れを想定している。これに加え、公私協力により設置された大学であることから、「市民に開かれた大学」として公開講座やシンポジウムの開催等、多様な市民の学修機会を積極的に確保することが本学には期待されている。これらの多様な学生等の教育需要に応え、質の高い教育を提供していくためには、教員の資質の維持・向上のための方策を積極的に講じていかなければならない。

その方策として、教員が積極的に研究活動に取り組むために、本学の学術研究会議を中心に研究論文の執筆や学外の学会、研修会への参加を支援していくほか、研究倫理に対する理解を深めることで教員の研究能力の向上に努めていく。

また、教員の教育力向上と教育内容の改善については、本学で実施されているファカルティ・ディベロップメント(FD)（資料12）を、大学院開設後も学部と連携を図りながらさらに推し進めていく。現在、授業の内容・方法の改善を図るための研修及び研究に継続的に取り組んでいるが、大学院においても授業アンケートを実施し、その結果を担当教員にフィードバックして分析を行い、授業改善につなげていく。そして、そこで得た知見や情報の共有化を図るために定期的な情報交換会の実施や、授業の公開を通じて教員相互の研究や教育に対する意欲を高め、教員自らが主体的に自己の能力開発に取り組める環境づくりを行う。さらに、大学院では修士論文の評価力を向上させるために、研究指導研究会を開催し、教育・研究の水準の向上に努めることとする。

#### 2) 実施体制

以上の内容を推進していくために、本大学院に設置される「看護学研究科委員会」のなかで、教員の教育・研究力の向上に関する取り組みを行う。具体的には、本学で実施されているFD委員会や、研究活動を支援する学術研究会議と有機的に連動し、大学全体で組織的に取り組むこととする。

### (2) 具体的対応

#### 1) 授業における対応

- ① 教育研究上の目的等にかかわる研修
- ② 授業科目の教育目標等の周知・徹底

- ③ 学位授与プロセスの明確化
- ④ シラバスに成績評価方法を明示する
- ⑤ 学生によるマークシート及び自由記入による授業評価アンケートを各セメスターの途中の時期に実施し、その結果を学生にも公表し、学生との意見交換を実施する

2) その他の研修及び研究

- ① 講演会など
- ② 意見、情報などの交換を行う場の設定
- ③ 研究会、研修会等への教員の派遣、教職員を対象とした報告会の開催
- ④ 研究成果等の情報収集・周知
- ⑤ 研究成果の発表

## 資 料 目 次

- 資料 1. 要望書
- 資料 2. アンケート結果
- 資料 3. 履修モデルと修了後期待される能力
- 資料 4 - 1. 研究計画から学位記授与までの流れ
- 資料 4 - 2. 研究計画から学位記授与までの流れ（長期履修の場合）
- 資料 5. 学位規定
- 資料 6. 大学院生研究室レイアウト
- 資料 7. 臨地実習地
- 資料 8. 実習先承諾書
- 資料 9. 臨地実習における個人情報取り扱いのためのガイドライン
- 資料 10. 実習中における事故の予防と発生時の対応
- 資料 11. 大学院設置基準第 14 条による教育方法に対応した時間割例
- 資料 12. 本学で実施された FD 研修会

# 資料 1

## 要 望 書

平成22年4月5日

文部科学大臣 様

社団法人 三重県看護協会  
会長 水谷 良子



#### 四日市看護医療大学大学院の設置について

平素は、私ども社団法人三重県看護協会の事業に対し、ご理解、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

当協会は、人々のニーズ・時代のニーズに応えることができるよう、三重県の看護の質向上を目指しております。医療の現場は、救命率の向上や平均在院日数の短縮による患者の重病化、高齢化に伴う認知症への対応の増加など複雑化・多様化しており、より手厚い看護が求められています。看護業務にも質的な変化が生じており、看護職者の需要が高まる一方で、その確保は困難な状況にあり、離職防止・定着促進に向けた取り組みが喫緊の課題となっています。

このような情勢を踏まえ、看護職者は地域社会との連携、災害時の看護ネットワークの構築、質の高い看護サービスの提供など、看護の役割の拡大を図り、専門性を高めていく必要があります。また、看護職者の働く場所は、病院、訪問看護ステーション、学校、企業、地域等々ますます拡大しております。あらゆる場面で十分なケアを提供するためには、深い知識と確かな看護技術が必要であり、それらに立脚した安心と安全の看護行為による信頼関係の醸成により、初めて効果的な看護援助が成り立つといえます。

この度、学校法人暁学園が設置を計画しております四日市看護医療大学大学院の設置の趣旨によれば、新大学院は大学院教育の就学機会の拡大や看護職者の質の向上を目的としており、生命の尊厳と深い人間理解に基づき、看護学の学問体系を構築することに貢献できる教育・研究能力並びに地域の保健・医療・福祉に貢献できる専門性の高い看護実践能力を有する人材、とりわけ専門看護師（Certified Nurse Specialist：CNS）の育成を目指していると聞いております。これは、当協会の目的にも沿うものであり、この大学院の誕生によって本県の医療、看護サービスの質の向上並びに県民の健康と福祉の一層の増進が可能になると思われまます。

当協会の願う看護の担い手を養成するため、四日市看護医療大学大学院の新設の認可につきまして、特段のご高配をお願い申し上げます。

平成22年5月14日

文部科学大臣 様

四日市市長 田中 俊行



四日市看護医療大学大学院の設置について（お願い）

平素は、本市教育の振興につきまして、格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

本市は、臨海部に展開する石油化学コンビナートや内陸部に立地する半導体産業、近鉄四日市駅周辺に発展する県内最大の商業地を核に、中京圏有数の産業都市として歩みを続け、平成17年2月には市町村合併により30万人都市となり、平成20年4月には保健所政令市に移行し、今後は中核市への移行を目指しているところです。

本市総合計画においては基本目標の一つとして「健康で安心して暮らせるまちづくり」を掲げるとともに、三重県から移管された保健所の運営を含め、保健・医療・福祉の連携を通じた地域医療政策の充実を図っているところです。そこで、近年の看護、医療技術等の多様化、高度化に伴い、それらに携わる関係者の資質、能力向上への社会的期待や要請が高まっており、本市地域における医療のより一層の高度化に対応する看護分野での高度専門職業人の安定的な確保が喫緊の課題となっています。

このような中、学校法人暁学園において設置を計画している四日市看護医療大学大学院におきましては、大学院教育の就学機会の拡大や看護職者の質の向上を設置の趣旨としており、生命の尊厳と深い人間理解に基づき、看護学の学問体系を構築することに貢献できる教育・研究能力並びに地域の保健・医療・福祉に貢献できる専門性の高い看護実践能力を有する人材、とりわけ専門看護師（Certified Nurse Specialist：CNS）の育成を目指していると聞いております。本市としましては大学院設置に関し、公私協力型大学として全面的な支援をしていきたいと考えています。

つきましては、四日市看護医療大学大学院の設置認可について、格別のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

四病総第 18 号  
平成 22 年 4 月 23 日

文部科学大臣 様

四日市市病院事業管理者

伊 藤 八

(市立四日市病院院長)



### 四日市看護医療大学大学院の設置について

私ども市立四日市病院は、昭和 14 年に創設されて、以来 70 年以上の歴史を有して、三重県において最大の人口を誇る産業都市 四日市市及びその周辺を含む北勢地域（人口 80 万人余）における地域最大の中核病院として、高度専門医療や 24 時間救急医療に取り組むとともに、地域の医療機関との連携を図りながら、医療サービスを提供しております。また、臨床研修指定病院としても 2 年間の臨床研修を実施しており、平成 22 年 4 月には全国の医学部卒業生から 12 人を受け入れております。

平成 19 年 4 月の四日市看護医療大学の開学により、かねてより懸案であった市立四日市高等看護学院の教育機能の高度化が実現し、さらに学校法人暁学園では同大学に大学院を設置することを計画しております。

設置の趣旨は、大学院教育を希望する者に県内北勢地域での就学機会を提供するとともに、高度化、多様化、専門化する看護ニーズに対応することを目的としており、研究者、教育者の育成にとどまらず、高度の臨床看護能力や看護の行政・管理の能力を持つ人材などを育成しようとするものです。

一方、市立四日市病院は、昨今の急激な医療の高度化に対応すべく、電子カルテシステムや 7 対 1 看護体制の導入を行うとともに、大幅な増改築の計画等を進めており、新たな飛躍・発展のときを迎えています。当院における高度な専門的知識・技術を備えた看護師の確保のためにも、実習施設として大いに活用を図る等、全面的に協力していくことをお約束します。

設立後は大学と当院の連携をより密なものにし、一層の地域医療の充実を期して努力してまいりますので、四日市看護医療大学大学院の設置の認可につきまして特段のご配慮をお願い申し上げます。

## 大学院の整備に関するアンケート 実施結果

- 調査先 ①・看護師（いなべ総合病院、桑名市民病院、市立四日市病院、四日市社会保険病院、県立総合医療センター、鈴鹿厚生病院）6箇所
- ・保健師（事業場）・看護師（事業場）…三重産業看護研究会 約30名
  - ・保健師（保健所・保健センター）約20名
- ②本学在学学生
- ③医療機関施設長（実習地、実習地以外の北勢地域の救急指定病院、老人保健施設、訪問看護ステーション、事業場） 90箇所
- 回答数 ① 1,282名
- ② 311名
- ③ 136名

### 【回答結果①】

問1	性別
男性	84
女性	1198
計	1282

問2	年齢
20代	465
30代	410
40代	273
50代	120
60代	14
計	1282

問3	施設
病院	1254
老人保健施設	4
訪問看護ステーション	8
保健所・保健センター	0
企業・労働衛生機関	0
その他	15
無回答	1
計	1282

#### 問4 資格(複数回答)

看護師	1169	臨床検査技師	0
保健師	100	診療放射線技師	1
助産師	38	薬剤師	0
理学療法士	1	准看護師	201
作業療法士	0	栄養士	1
社会福祉士	5	ホームヘルパー	12
介護福祉士	7	その他	38
保育士	2	特に免許・資格はない	0

#### 問5 最終学歴

高校卒	241
高等専門学校卒	654
短期大学卒	89
大学卒	137
大学院修士課程修了	11
大学院博士課程修了	0
その他	145
無回答	5
計	1282

#### 問6 役職

管理職	65
現場の監督的立場	71
管理・監督以外の	958
無回答	188
計	1282

#### 問7 所在地

いなべ市	194
桑名市	172
四日市市	782
鈴鹿市	111
その他	20
無回答	3
計	1282

#### 問8 大学院への入学

ぜひ入学したい	52	4.1%
条件が整えばしたい	391	30.5%
考えていない	549	
わからない	275	
無回答	15	
計	1282	

問9 入学したい理由

	第1理由	第2理由
高度な専門知識・能力を身につけたい	161	52
キャリアの向上、業務の拡大につなげたい	85	90
自己啓発を図りたい	56	76
CNSになりたい	41	34
学部の教育・研究では不十分	30	15
より高度な資格・学歴を取得したい	28	29
社会的に求められている	11	11
様々な人との交流でリフレッシュしたい	11	81
研究したいテーマがある	7	3
将来研究職、教育職につきたい	5	12
その他	3	4

問10 学びたい分野(複数回答)

母性(助産)看護学	84
精神看護学	128
成人看護学	332
小児看護学	132
老年看護学	203
基礎看護学	113
在宅看護学	107
産業看護学	46
学校看護学	29
公衆衛生看護学	24

問11 本学大学院に入学を希望するか

ぜひ希望する	16
条件が整えば希望	140
働きながら学べるなら	114
将来、必要性を感じたときに	81
希望しない	29
わからない	62
無回答	1
計	443

問12 入学に必要な条件(複数回答)

夜間開講	180
社会人対象入試	201
奨学金等経済的支援	156
サテライト	54
長期履修制度	109
その他	8

【回答結果②】

問1 性別

女性	282
男性	29
計	311

問2 学年

1年生	94
2年生	93
3年生	124
計	311

問3 卒業後の進路

	計	%	1年	2年	3年
大学院に進みたい	6	1.9%	3	1	2
条件が整えば進みたい	34	10.9%	11	12	11
一度実践に出てから進みたい	41	13.2%	7	10	24
就職と迷っている	33	10.6%	10	7	16
就職を希望する	166	53.4%	46	59	61
わからない	24	7.7%	13	3	8
その他	7	2.3%	4	1	2
計	311	100.0%	94	93	124

問4 大学院に進みたい理由

	第1理由	第2理由
高度な専門的知識を身につけたい	41	15
将来的なキャリアの向上。業務の拡大につなげたいから	15	23
より高度の資格・学位・学歴を取得したいから	8	12
大学院で研究したい	6	3
将来研究職か教育職につきたいから	4	11
業務を遂行するうえで学部での教育研究では不十分	4	3
社会的に大学院修了程度の学力・能力が求められるから	3	2
様々な人との交流でリフレッシュしたいから	2	6
卒業後、実務に役立ちそうだから	1	7
自己啓蒙を図りたいから	1	4
その他	1	0

問5 学びたい分野

小児看護学	29
成人看護学	25
母性看護学	22
産業看護学	20
精神看護学	17
基礎看護学	16
老年看護学	10
学校看護学	9
公衆衛生看護学	7
在宅看護学	5

問6 進学を迷う、もしくは就職を希望する理由

	データ数 = 205	ave
経済的に難しい	409	2.0
研究したいテーマが見つからない	433	2.1
大学院の入試に不安がある	502	2.4
一度実務を経験したほうが効果がある	514	2.5
将来、研究職や教育職には興味がない	547	2.7
業務を遂行するうえで学部で十分	557	2.7
社会的にそこまでの学力能力が求められていない	668	3.3
大学院を修了してもキャリアの向上につながらない	748	3.6

※ 数が少ないほうがより同意する割合が高い

問7 問3で「就職と迷っている」もしくは「就職を希望する」と答えた人対象  
社会人を対象とした大学院があれば希望しますか

ぜひ進学したい	12
条件が整えば進学したい	40
社会に出て必要性を感じたら考える	82
大学院進学には興味がない	46
わからない	29
無回答	2
計	211

## 【回答結果③】

問1	役職
機関の長	22
部門の長	83
その他	30
無回答	1
計	136

問2	年齢
20代	0
30代	6
40代	36
50代	76
60代	15
70代以上	3
計	136

問3	機関
病院	112
訪問看護ステーション	5
企業・労働衛生機関	6
老人保健施設	10
保健所・保健センター	0
その他	3
計	136

問4	所在地
いなべ市	12
桑名市	22
四日市市	77
鈴鹿市	17
その他	4
無回答	4
計	136

問5	職員数
10人未満	4
10~30	18
30~50	16
50~100	17
100~200	19
200~300	16
300~500	22
500~700	16
700~	8
計	136

問6	必要性	
将来的に需要が増大	47	34.6%
一部、必要である	28	20.6%
現時点であまり需要はない	26	
現時点でも需要はある	18	13.2%
必要ない	10	
わからない	7	
計	136	

### 問7 必要と感じる理由(複数回答可)

高度な専門知識や技術を持つ人材が必要だから	51
高度化する実践分野に対応できる能力が期待できそうだから	25
現場における研究開発が求められているから	20
より高度な技術、学術の向上に必要なから	19
大学院レベルの教育・研究が必要な分野だから	18
職場でのリーダーシップが期待できそうだから	18
的確な判断力・行動力を身につけた人材として期待できそうだから	17
専門家として幅広い人間性が期待できそうだから	14
その他	2

問8	支援体制
すすめたいが業務の調整に課題	35
修学条件によってはすすめる	35
専攻分野によってはすすめる	30
積極的にすすめる	23
わからない	4
すすめない	2
その他	3
無回答	4
計	136

問9	社会人入学のための条件整備
夜間開講	79
社会人対象入試	20
長期履修制度	16
奨学金等経済支援	10
その他	4
サテライト	0
無回答	7
計	136

## 修士論文コース

産業看護学領域(産業看護学)

履修モデル			単位			
			1年		2年	
			前期	後期	前期	後期
履修科目	共通必修科目	看護理論	2			
		看護研究特論	2			
		看護倫理	2			
	共通選択科目	看護管理学特論	2			
		リスクマネジメント特論	1			
		コンサルテーション論	2			
		看護政策論	1			
		人間関係特論	2			
		産業看護学序論	2			
	領域別専門科目	産業看護学特論Ⅰ (産業看護概論)	2			
		産業看護学特論Ⅱ (労働経済序論)	2			
		産業看護学演習Ⅰ (産業保健基礎科学)	2			
産業看護学演習Ⅱ (産業看護技術論)		2				
特別研究					6通	
計			24	6		
合計			30			

## 修了後期待される能力

産業看護に関する高度な専門的知識、技術を有する実践者であるとともに、様々な事業場で働く人々の健康を支援するための環境調整能力、協働連携等の調整能力、研究活動を行う能力が育成される。修了後は事業場を中心として、産業看護に係る実践・研究に携わるとともに看護職等の教育・指導にあたること、教育研究機関において看護者の育成に携わるとともに実践的研究を行うことが期待される。

## 修士論文コース

産業看護学領域(産業精神看護学)

履修モデル			単位			
			1年		2年	
			前期	後期	前期	後期
履修科目	共通必修科目	看護理論	2			
		看護研究特論	2			
		看護倫理	2			
	共通選択科目	コンサルテーション論	2			
		看護管理学特論	2			
		在宅看護学特論	2			
		人間関係特論	2			
		産業看護学序論	2			
		産業精神看護学特論Ⅰ (産業・精神保健)	2			
	領域別専門科目	産業精神看護学特論Ⅱ (援助論)	2			
		産業精神看護学演習Ⅰ (アセスメント)	2			
		産業精神看護学演習Ⅱ (看護介入)	2			
特別研究					6通	
計			24	6		
合計			30			

## 修了後期待される能力

対象者の人権を擁護し、産業精神看護の専門家として卓越した知識と技術を有する実践者として、専門職間での調整を行う能力、研究活動を行う能力をもち、様々な産業場面や精神医療福祉分野で社会の動向やニーズをとらえ社会に提言できる能力が育成される。修了後は産業保健・医療・福祉分野で実践・研究に携わるとともに看護職等の教育・指導にあたること、教育研究機関において看護者の育成に携わるとともに実践的研究を行うことが期待される。

修士論文コース  
実践看護学領域(母子支援看護学)

履修モデル			単位			
			1年		2年	
			前期	後期	前期	後期
履修科目	共通科目	共通必修科目	看護理論	2		
			看護研究特論	2		
			看護倫理	2		
	共通選択科目		看護教育学特論	2		
			看護管理学特論		2	
			リスクマネジメント特論		1	
			在宅看護学特論		2	
			国際看護学特論		1	
			人間関係特論		2	
	領域別専門科目		母子支援看護学特論Ⅰ (子どもと家族の発達理論)	2		
			母子支援看護学特論Ⅲ (養育不全と家族支援論)	2		
			母子支援看護学特論Ⅳ (母子保健・福祉)	2		
		母子支援看護学演習Ⅱ (研究方法)	2			
		特別研究			6通	
計			24	6		
合計			30			

修了後期待される能力

母子看護に関する高度な専門知識、技術を有する実践者であると共に、地域および臨床で母子看護に従事するさまざまな専門職者間の調整を行う能力、臨地において研究活動を行う能力が育成される。修了後は、保健・医療機関を中心に母子看護に係る実践・研究に携わるとともに看護職等の教育・指導に当たることが期待される。あるいは、教育研究期間において看護者の育成に携わるとともに実践的研究を行うことが期待される。

修士論文コース  
実践看護学領域(急性看護学)

履修モデル			単位			
			1年		2年	
			前期	後期	前期	後期
履修科目	共通科目	共通必修科目	看護理論	2		
			看護研究特論	2		
			看護倫理	2		
	共通選択科目		看護教育学特論	2		
			コンサルテーション論		2	
			看護管理学特論		2	
			在宅看護学特論		2	
			リスクマネジメント特論		1	
			看護政策論		1	
	領域別専門科目		急性看護学特論Ⅰ (危機理論)	2		
			急性看護学特論Ⅱ (フィジカルアセスメント)	2		
			急性看護学特論Ⅲ (代謝病態生理と治療管理)		2	
		急性看護学特論Ⅳ (援助関係論・家族援助論)		2		
		特別研究			6通	
計			24	6		
合計			30			

修了後期待される能力

急性看護に関する高度な専門知識、技術を有する実践者であると共に、生命の危機的状況にある対象者を総合的にとらえ、患者・家族中心の治療環境を管理する能力、臨地において研究活動を行う能力が育成される。修了後は、地域の救命救急拠点病院において急性看護に係る実践・教育・研究に携わると共に、教育機関において看護者の育成にあたること及び実践的研究を行うことが期待される。

修士論文コース  
実践看護学領域(慢性看護学)

修士論文コース  
実践看護学領域(老年看護学)

履修モデル			単位			
			1年		2年	
			前期	後期	前期	後期
履修科目	共通必修科目	看護理論	2			
		看護研究特論	2			
		看護倫理	2			
	共通選択科目	看護教育学特論	2			
		コンサルテーション論		2		
		看護管理学特論		2		
		在宅看護学特論		2		
		リスクマネジメント特論		1		
		看護政策論		1		
	領域別専門科目	慢性看護学特論Ⅰ (総合的理解)	2			
		慢性看護学特論Ⅱ (心理・行動的理解)	2			
		慢性看護学特論Ⅲ (体制や制度)		2		
		慢性看護学特論Ⅳ (環境調整整備)		2		
		特別研究			6通	
	計			24		6
合計			30			

履修モデル			単位			
			1年		2年	
			前期	後期	前期	後期
履修科目	共通必修科目	看護理論	2			
		看護研究特論	2			
		看護倫理	2			
	共通選択科目	看護教育学特論	2			
		看護管理学特論		2		
		看護政策論		1		
		在宅看護学特論		2		
		リスクマネジメント特論		1		
		人間関係特論		2		
	領域別専門科目	老年看護学特論Ⅰ (老年看護学の専門性)	2			
		老年看護学特論Ⅱ (老年看護学の実践)		2		
		老年看護学演習Ⅰ (高齢者への看護介入)		2		
		老年看護学演習Ⅱ (老年看護学の研究法)		2		
		特別研究			6通	
	計			24		6
合計			30			

修了後期待される能力

慢性看護に関する高度な専門知識、技術を有する実践者であると共に、セルフマネジメント・スキルの獲得を目指した自己管理教育の実践能力、保健医療福祉の専門職者と連携・協働ができる能力、さらに臨地において研究活動を行う能力が育成される。修了後は、慢性期看護、臨床から地域へ向けた療養生活支援に係る実践・教育・研究に携わると共に、教育機関において看護者の育成にあたること及び実践的研究を行うことが期待される。

修了後期待される能力

老年看護に関する療養生活の制度的、物理的、人的システムを検討し、充実した生活を再構築していくためのケアマネジメント技術や、高齢者の生活を支える多職種の連携・協働を踏まえた高度な専門知識をもつ老年看護の実践者として育成される。修了後は、老年看護に係る実践・教育・研究に携わると共に、教育機関において看護者の育成にあたること及び実践的研究を行うことが期待される。

修士論文コース
基礎看護学領域(基礎看護学)

履修モデル			単位			
			1年		2年	
			前期	後期	前期	後期
履修科目	共通必修科目	看護理論	2			
		看護研究特論	2			
		看護倫理	2			
	共通選択科目	看護教育学特論	2			
		コンサルテーション論		2		
		看護管理学特論		2		
		リスクマネジメント特論		1		
		国際看護学特論		1		
		産業看護学序論	2			
	領域別専門科目	基礎看護学特論Ⅰ <small>(看護実践学の特質・看護の本質・対象)</small>	2			
基礎看護学特論Ⅱ <small>(看護の諸活動と専門性、看護技術教育)</small>			2			
基礎看護学演習Ⅰ <small>(看護の特質に関する文献検討)</small>		2				
基礎看護学演習Ⅱ <small>(看護の諸活動・看護技術教育に関する文献検討)</small>			2			
特別研究					6通	
計			24		6	
合計			30			

**修了後期待される能力**

看護の対象を総合的に理解し、支援するための基盤となる理論や方法論に関し科学的に考究することにより、高い専門知識と技術を展開できる実践者となるための基盤や研究能力が育成される。

修了後は、臨地および教育研究機関において看護者の育成に携わるとともに実践的研究を行うことが期待される。

専門看護師コース(小児看護)
実践看護学領域(母子支援看護学)

専門看護師コース(急性・重症患者看護)
実践看護学領域(急性看護学)

履修モデル			単位			
			1年		2年	
			前期	後期	前期	後期
履修科目	共通科目	看護理論	2			
		看護研究特論	2			
		看護倫理	2			
	共通選択科目	コンサルテーション論	2			
		看護管理学特論	2			
	領域別専門科目	母子支援看護学特論Ⅰ (子どもと家族の発達理論)	2			
		母子支援看護学特論Ⅱ (ヘルスアセスメント・支援論)	2			
		母子支援看護学特論Ⅲ (養育不全と家族支援論)	2			
		母子支援看護学特論Ⅳ (母子保健・福祉)	2			
		母子支援看護学演習Ⅰ (支援技術論)	2			
母子支援看護学演習Ⅱ (研究方法)		2				
母子支援看護学実習 課題研究				6	2通	
計			22		8	
合計			30			

履修モデル			単位			
			1年		2年	
			前期	後期	前期	後期
履修科目	共通科目	看護理論	2			
		看護研究特論	2			
		看護倫理	2			
	共通選択科目	コンサルテーション論	2			
		看護管理学特論	2			
	領域別専門科目	急性看護学特論Ⅰ (危機理論)	2			
		急性看護学特論Ⅱ (フィジカルアセスメント)	2			
		急性看護学特論Ⅲ (代謝病態生理と治療管理)	2			
		急性看護学特論Ⅳ (援助関係論・家族援助論)	2			
		急性看護学演習Ⅰ (看護援助論・倫理的調整)	2			
急性看護学演習Ⅱ (安楽・緩和ケア援助論)		2				
急性看護学実習 課題研究				6	2通	
計			22		8	
合計			30			

修了後期待される能力

親子関係や子育てに関する総合的な見識を備え、関連職者間の連携・調整・倫理的問題への対応を含めた専門的な実践能力、支援やケアを創意工夫する能力、状況に応じた適切な調整能力、および現場と連携しながら実践の向上を図るために研究活動を行う能力が育成される。修了後は、保健・医療機関を中心に小児看護のリーダーとして看護職等の教育・指導に当たるとともに、保健・医療・福祉との連携を促進する役割を担うことが期待される。

修了後期待される能力

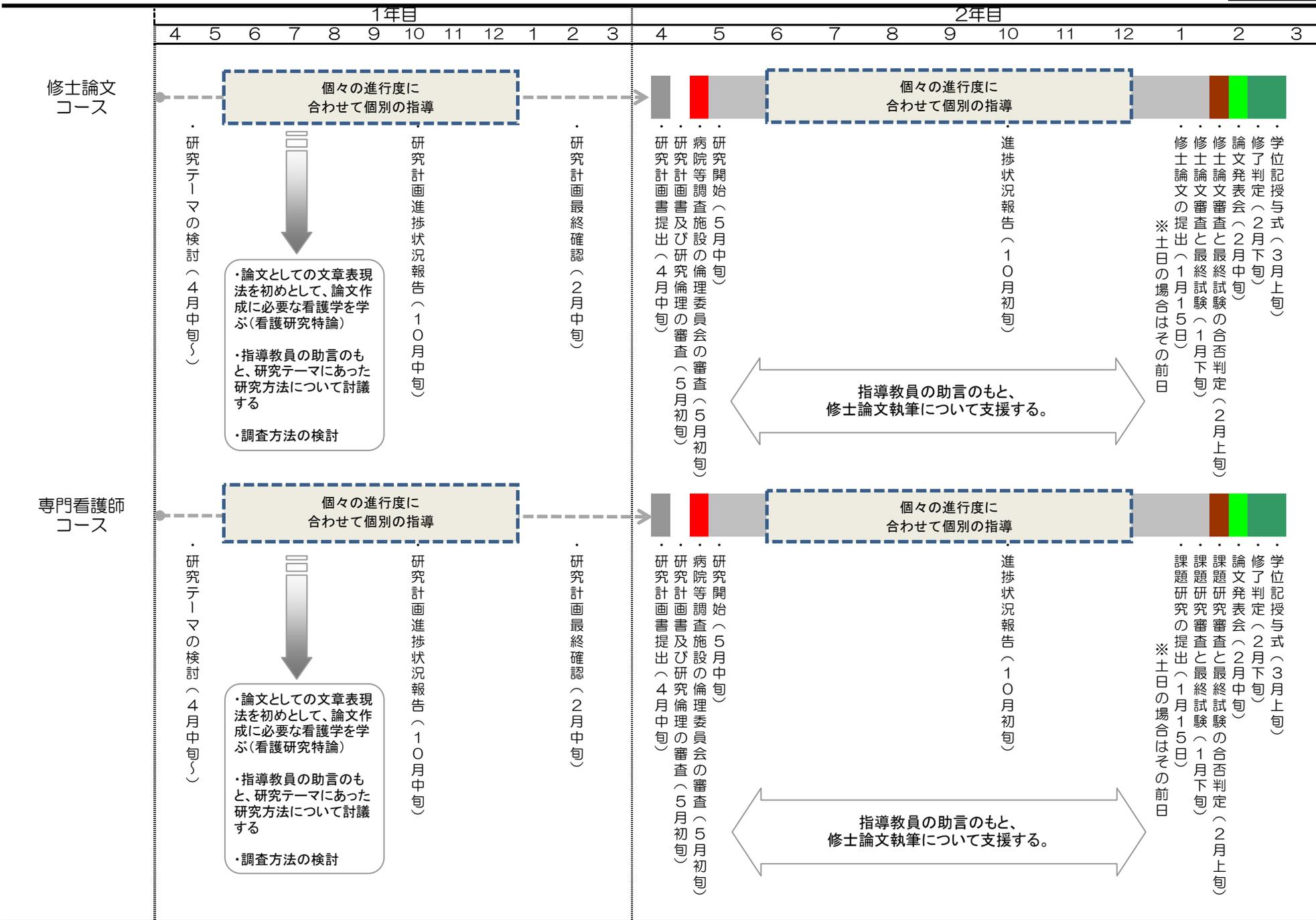
急性看護に関する高度な専門知識、技術を有する実践者であると共に、生命の危機的状況にある対象者を総合的にとらえ、患者・家族中心の治療環境を管理する能力、臨地において研究活動を行う能力が育成される。

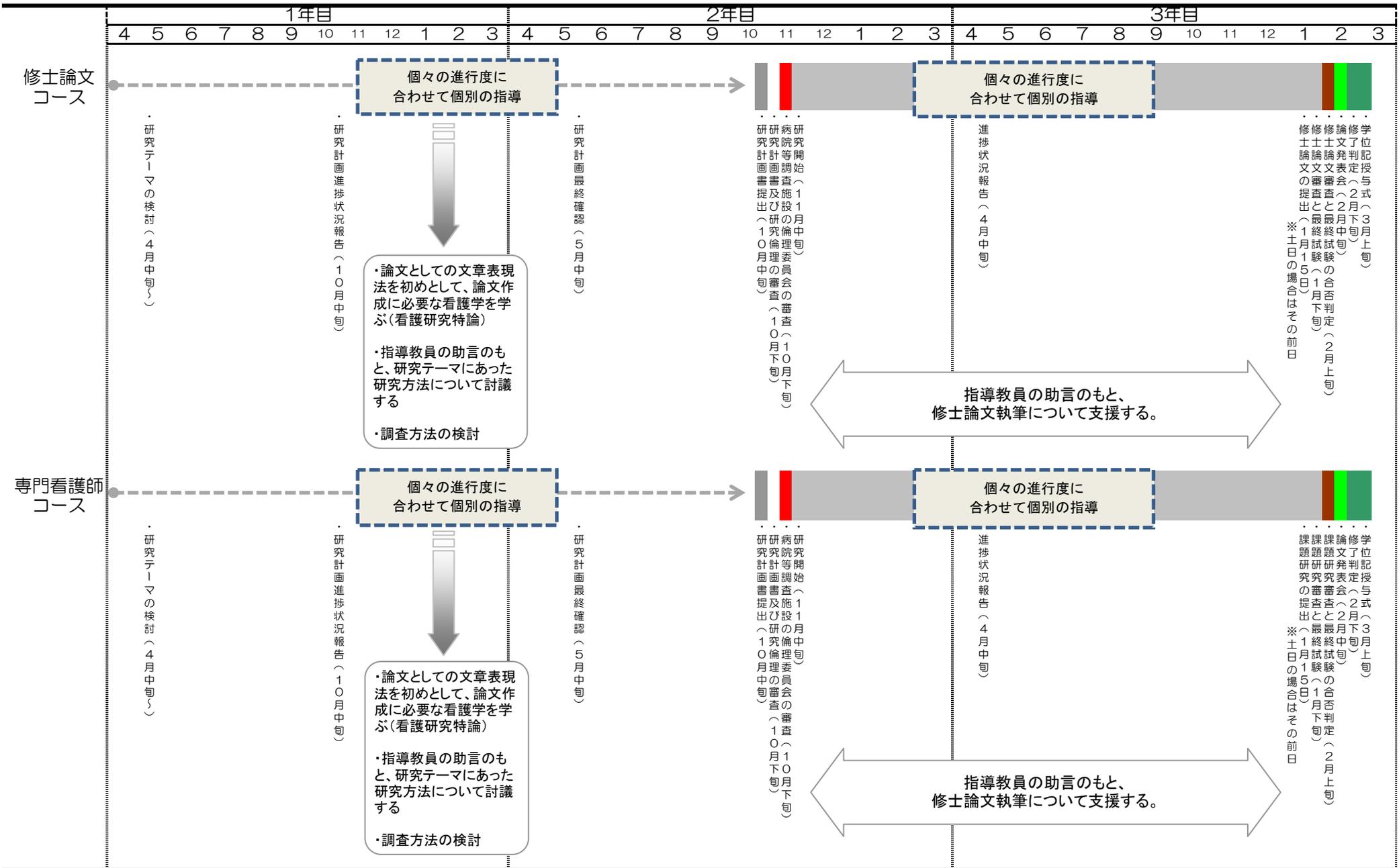
修了後は、地域の救命救急拠点病院において急性看護に係る実践・教育・研究に携わると共に、救命救急に関わる他職種との連携・協働を促進し、調整を図る役割を担うことが期待される。

専門看護師コース(慢性疾患看護)

実践看護学領域(慢性看護学)

履修モデル			単位			
			1年		2年	
			前期	後期	前期	後期
履修科目	共通必修科目	看護理論	2			
		看護研究特論	2			
		看護倫理	2			
	共通選択科目	コンサルテーション論	2			
		看護管理学特論	2			
	領域別専門科目	慢性看護学特論Ⅰ (総合的理解)	2			
		慢性看護学特論Ⅱ (心理・行動的理解)	2			
		慢性看護学特論Ⅲ (体制や制度)	2			
		慢性看護学特論Ⅳ (環境調整整備)	2			
		慢性看護学演習Ⅰ (慢性病の人のアセスメント)	2			
慢性看護学演習Ⅱ (支援技術)		2				
慢性看護学実習 課題研究				6	2通	
計			22	8		
合計			30			
修了後期待される能力						
<p>慢性看護に関する高度な専門知識、技術を有する実践者であると共に、セルフマネジメント・スキルの獲得を目指した自己管理教育の実践能力、保健・医療・福祉の専門職者と連携・協働ができる能力、さらに臨地において研究活動を行う能力が育成される。</p> <p>修了後は、慢性期看護、臨床から地域へ向けた療養支援生活に係る実践・教育・研究に携わると共に、保健・医療・福祉との連携・協働を促進する役割を担うことが期待される。</p>						





## 四日市看護医療大学学位規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条並びに四日市看護医療大学学則第37条及び四日市看護医療大学大学院学則第41条の規定に基づき、四日市看護医療大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定める。

（学位の種類）

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

（授与の要件）

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本大学院研究科（以下「研究科」という。）の修士課程を修了した者に授与する。

（学位の申請）

第4条 修士の学位を申請しようとする者は、様式1による学位申請書に学位論文（本大学院学則第38条第2項に規定する特定の課題についての研究成果を含む。以下同じ。）その他別途定める必要書類を添えて、別途定める期日までに学長に申請するものとする。

（学位論文の受理及び審査の付託）

第5条 学長は、前条の規定により学位論文を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託するものとする。

（学位論文審査委員会）

第6条 学位論文が審査に付されたときは、研究科委員会は、研究科の教員のうちから選出された委員により組織された学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）に、当該論文の審査を委嘱する。

2 審査委員会は、当該論文ごとに主査1名、副査2名の委員で組織し、氏名を公表する。ただし、主査は学位申請者の研究指導教員以外の研究指導教員から選出するものとし、副査には学位申請者の研究指導教員を含めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、研究科委員会は、学位論文の審査に当たって

必要があるときは、他大学の大学院又は研究所等の教員等を委員に加えることができる。

(学位論文審査及び最終試験)

第7条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

2 最終試験は、口答又は筆答により行う。

3 学位論文の審査及び最終試験は、毎年度2月末までに行うものとする。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その時期を別に定めることができる。

(審査委員会の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、審査結果の要旨及び最終試験の成績並びに学位授与の可否についての意見を添え、研究科委員会に文書で報告しなければならない。

(議決)

第9条 研究科委員会は、前条の報告に基づき学位申請者に対する学位論文の審査と最終試験の可否並びに学位授与の可否について議決を行う。

2 前項の議決は、出席者の3分の2の賛成を必要とする。

(審査結果の報告)

第10条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長はその結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第11条 学長は、学位を授与すべきものと決定した者には、様式2により卒業証書・学位記又は学位記を交付して学位を授与する。

2 学長は、修士の学位を授与できないものと決定した者には、その旨を通知するものとする。

(専攻分野の付記)

第12条 第3条の規定により授与する学位に付記する専攻分野の名称は、別表に掲げるとおりとする。

(学位の名称)

第13条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「四日市

看護医療大学」と冠するものとする。

(学位の取消し)

第14条 本学において学位を授与された者について、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教授会又は研究科委員会の議を経て学位を取り消し、卒業証書・学位記又は学位記を返納させ、かつ、その旨を公表することができる。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、学士の学位について必要な事項は教授会において、修士の学位について必要な事項は研究科委員会において別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成19年度入学生から適用する。

様式1（第4条関係）

（1）修士

## 学位（修士）申請書

年 月 日

四日市看護医療大学長 殿

看護学研究科 看護学専攻 修士課程

学籍番号

氏 名 印

四日市看護医療大学学位規程第4条の規定に基づき、下記書類を添えて、修士（看護学）の学位を申請します。

### 記

1 研究題目

2 提出書類

(1) 修士論文又は特定の課題についての研究成果 3部（正本1部、副本2部）

(2) 修士論文又は特定の課題についての研究成果要旨 3部

((3) 関係資料 3部)

様式2（第11条第1項関係）

(1) 学士

第	号	卒業証書・学位記
		氏 名
		年 月 日生
本学看護学部看護学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士（看護学）の学位を授与する。		
		年 月 日
大学印	四日市看護医療大学長	氏 名 印

(2) 修士

修第	号	学位記
		氏 名
		年 月 日生
本学大学院看護学研究科看護学専攻の修士課程を修了したので修士（看護学）の学位を授与する。		
		年 月 日
大学印	四日市看護医療大学長	氏 名 印

別表（第12条関係）

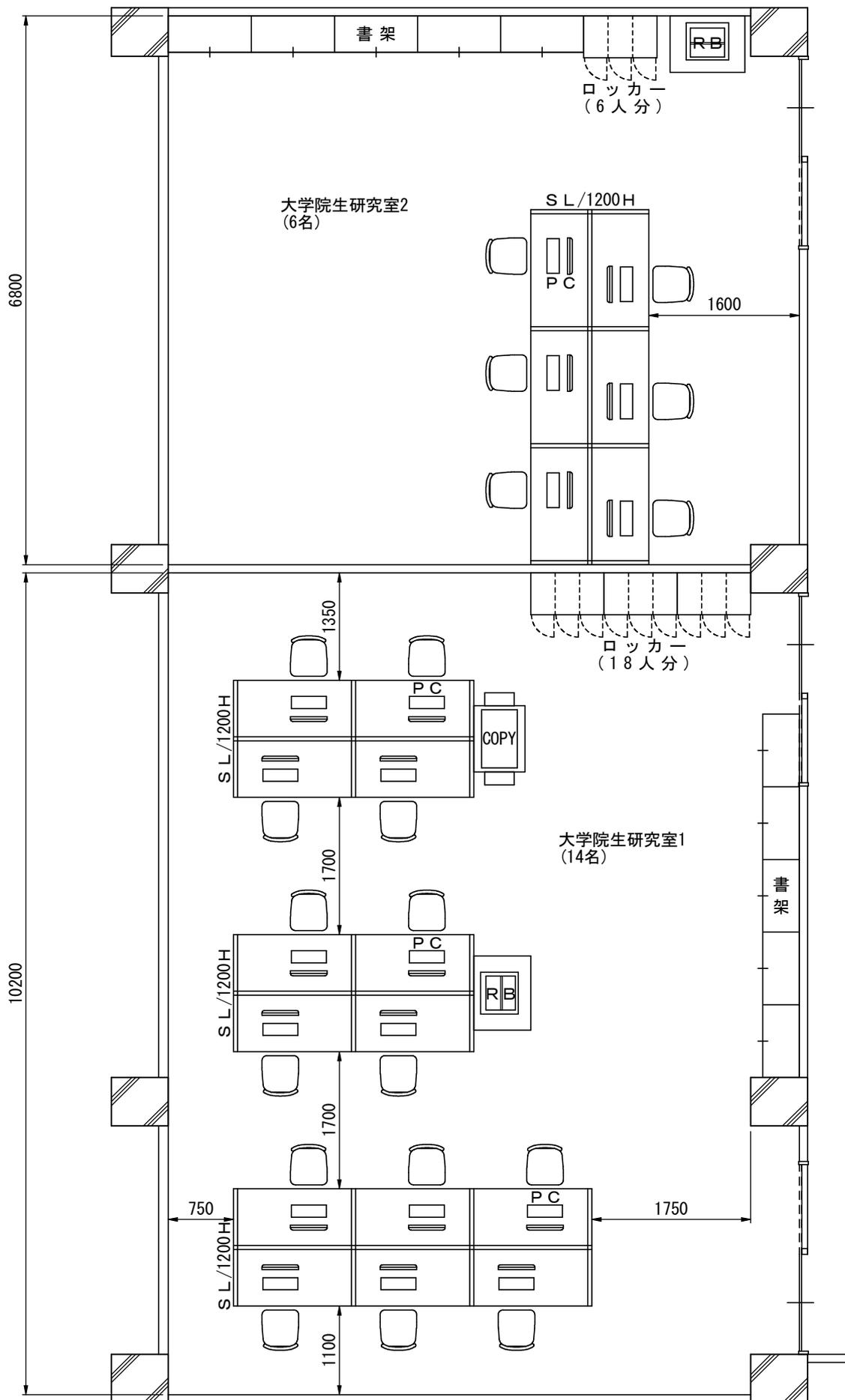
(1) 学士の学位に付記するもの

学部学科等の名称	専攻分野の名称
看護学部看護学科	看護学

(2) 修士の学位に付記するもの

研究科の名称	専攻分野の名称
看護学研究科	看護学

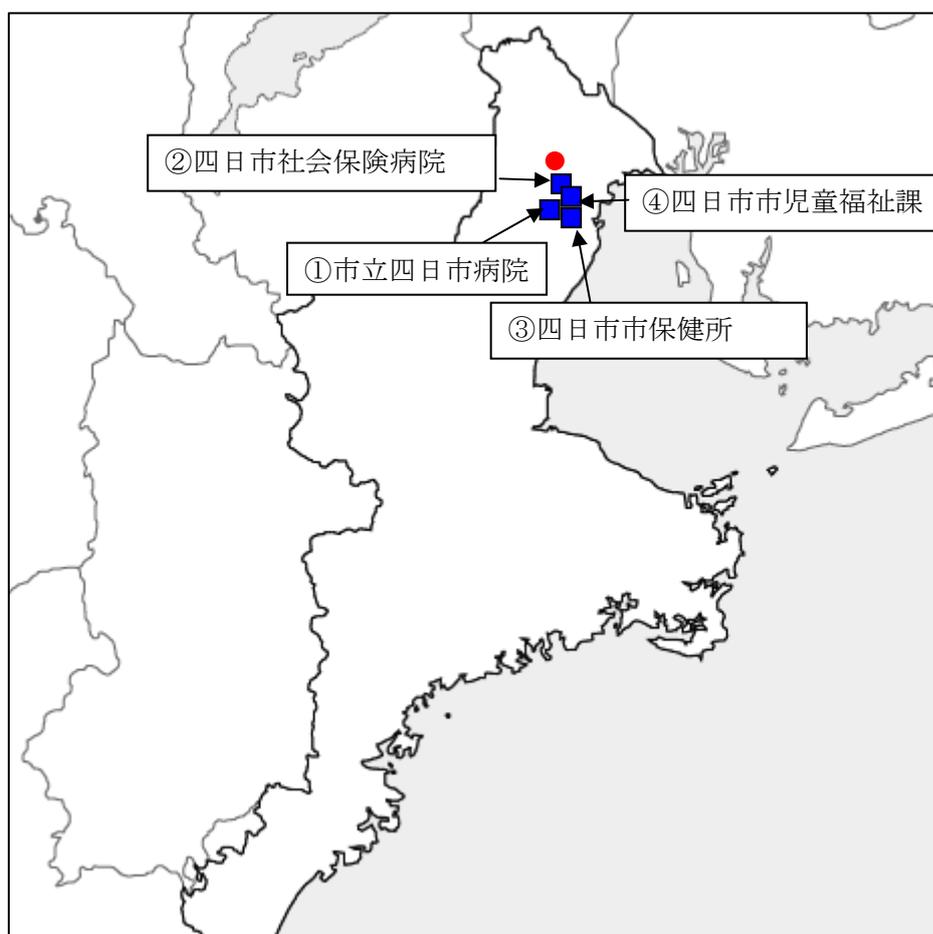
# 大学院生研究室レイアウト

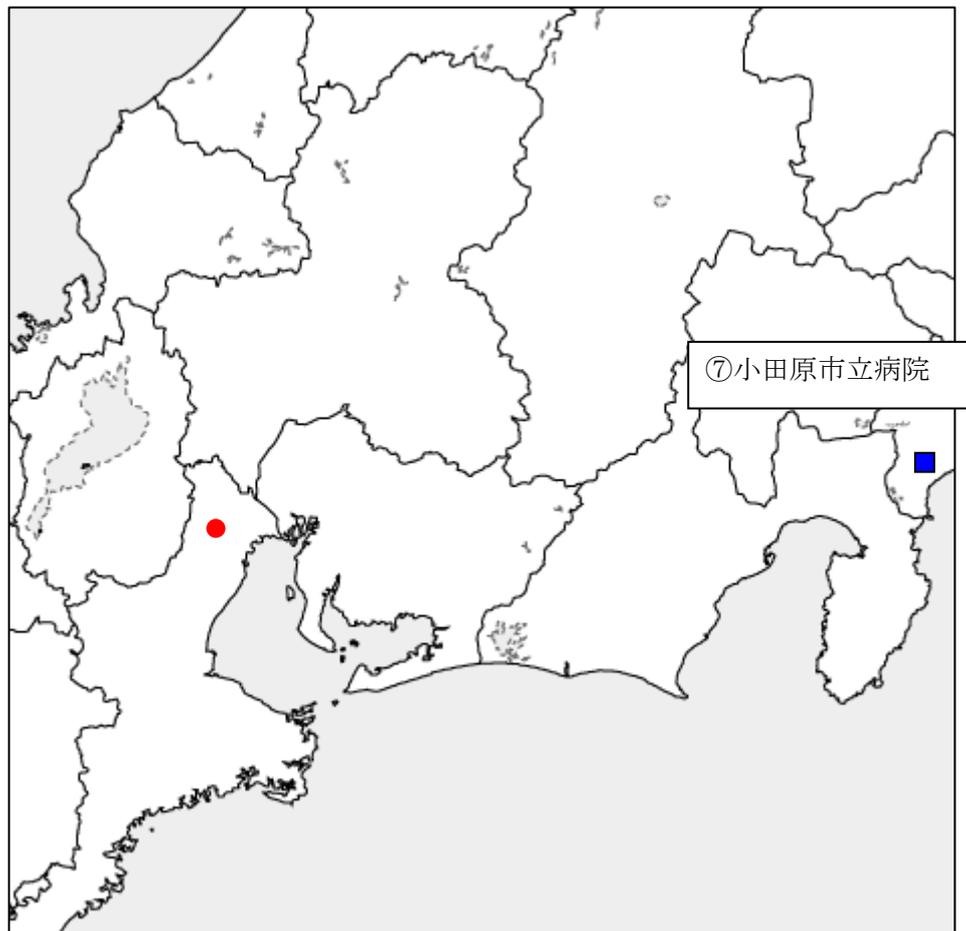
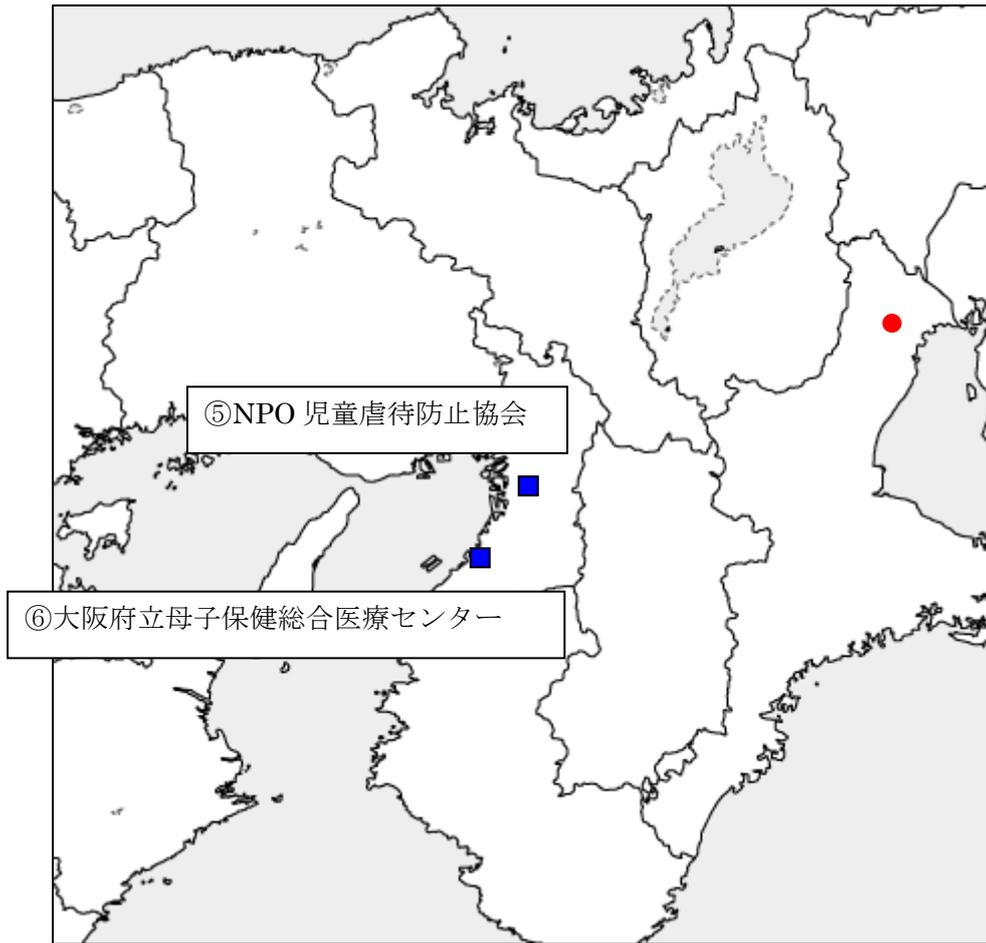


## 実習施設一覧

番号	施設名	病床数	実習科目	所在地
1	市立四日市病院	568	母子支援看護学実習 急性看護学実習 慢性看護学実習	四日市市
2	四日市社会保険病院	255	急性看護学実習 慢性看護学実習	四日市市
3	四日市市保健所	—	急性看護学実習 慢性看護学実習	四日市市
4	四日市市児童福祉課	—	母子支援看護学実習	四日市市
5	NPO 児童虐待防止協会	—	母子支援看護学実習	大阪府大阪市中央区
6	大阪府立母子保健総合医療センター	375	母子支援看護学実習	大阪府和泉市
7	小田原市立病院	417	急性看護学実習	神奈川県小田原市

## 実習地





実習承諾書

これは原本と相違ないことを証明いたします。

(次頁以降省略)

平成 22 年 5 月 17 日

学校法人 暁学園

理事長 宗村 南男

## 臨地実習における個人情報取り扱いのためのガイドライン

### はじめに

臨地実習において学生は、対象者の個人情報を詳細に知り得ることになる。そのため、学生は個人情報の保護について正しく理解し、適切に取り扱うことが求められる。

### 1. 個人情報とは

個人情報とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を認識することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」（個人情報の保護に関する法律 第2条）

また、「当該対象者・利用者が死亡した後においても、医療・介護関係事業者が当該対象者・利用者の情報を保存している場合には、漏えい、滅失又はき損等の防止のため、個人情報と同等の安全管理措置を講ずるものとする。」（厚生労働省：医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン）

これらの規定より、学生が臨地実習で取り扱う個人情報には、氏名、性別、生年月日、思想、信条、信仰、身分、地位、所属、職歴、職種、資格、学歴、家庭状況、収入、財産状況、心身の状況、健康状態、病歴等があり、学生は診療録、処方箋、手術記録、助産録、看護記録、検査所見記録、X線写真、紹介状、退院した対象者の入院サマリー（要約）、調剤録、ケアプラン、介護サービス計画、サービス内容等の記録、事故の状況等の記録等から個人情報を得ることになる。

なお、実習においては、実習記録の内容は対象者の診療録や看護記録の内容と同一の部分があるため、実習記録（メモも含む）も個人情報として扱う。

### 2. 個人情報保護に関する法や規定

#### 1) 個人情報の保護に関する法律 第1条(目的)

「高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

#### 2) 個人情報の保護に関する法律 第3条(基本理念)

「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。」

#### 3) 個人情報の保護に関する法律 第15条(利用目的の特定)

「個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。」

#### 4) 個人情報の保護に関する法律 第16条(利用目的による制限)

「個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。」

5)保健師助産師看護師法 第 42 条の 2 (守秘義務)

「保健師、看護師又は准看講師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師又は准看講師でなくなった後においても、同様とする。」

6)保健師助産師看護師法 第 44 条の 3

「第四十二条の二の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は十  
万円以下の罰金に処する。」

7)看護者の倫理綱領 条文 1

「看護者は、人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重する。」

8)看護者の倫理綱領 条文 5

「看護者は、守秘義務を遵守し、個人情報の保護に努めるとともに これを他者と共有する場合は適切な判断のもとに行う。」

学生の中には免許を持たない無資格者もいるが、既存の情報や、学生自身の実践から容易に対象者の個人情報に触れることになるため、有資格者と同様の守秘義務が生じる。これに反する場合には、法的な処罰の対象にもなり得るほどの重大な事柄であるという認識を持つ必要がある。また、個人情報を取り扱う際は、その利用目的をできる限り特定し、あらかじめ本人の同意を得ることが必要であり、実習においては、対象者に個人情報を得る目的やその取り扱いについて十分説明し、同意を得る必要がある。

### 3.個人情報の適正な取り扱いのための方法

個人情報の適正な取り扱いの原則は、収集の制限、利用・提供の制限、適正管理である。具体的な取り扱い方法について以下に述べる。

#### 1)個人情報を取り扱うことに関する対象者への説明と同意

(1)学生が各種施設の対象者記録(診療記録、健康管理記録、相談記録、訪問記録など臨地実習で学生が触れることが想定される全記録を含む)から情報収集を行い、必要な情報を実習記録に記載すること、知り得た個人情報は適正に取り扱うことを口頭と文書で説明する。

(2)学生は、対象者の同意を得た上で必要な情報を収集する。

#### 2)情報収集の目的と範囲

(1)対象者に必要なケアを提供することを前提に、必要な情報のみを収集する。

(2)情報収集の目的、意図が不明確なまま個人情報を入手しない。

#### 3)対象者の個人情報へのアクセスの制限(紙媒体・電子媒体)

(1)実習施設で指定された方法でのみ対象者記録を閲覧する。

(2)実習で直接かかわる対象者以外の記録等を閲覧しない。

(3)電子媒体の場合は、指定された ID、パスワード等が第 3 者に漏洩することのないよう注意する。

#### 4)対象者の個人情報の転記の制限

- (1)看護を学び、対象者により良いケアを行うための情報のみ入手する。
- (2)上記の目的以外に不必要な情報を得たり、個人的理由(個人的興味・関心、心配だから等)で情報にアクセスしない。
- (3)対象者の記録は複写しない。
- (4)実習記録および実習記録作成のためのメモ等の複写は、原則として禁止する。カンファレンスの資料などに利用するために実習記録等を複写した場合は、担当教員または該当学生が、作成した全資料をシュレッダーにかける。

#### 5)知り得た個人情報の匿名性の確保

- (1)実習記録およびメモ等には個人を特定する情報(住所・氏名・生年月日・施設名・家族歴など)を記載しない。
- (2)上記情報が必要な場合は、個人が特定されない情報処理を行った上で記載する。

#### 6)知り得た個人情報の漏洩防止

- (1)実習施設内での会話は、他者に対象者の個人情報が漏洩しないように十分注意する。
- (2)実習施設外(通学時や家庭内なども含む)において、実習で知り得た個人情報に関する会話をしない。
- (3)メモをとる場合は背綴じのノートを使用する。
- (4)実習記録およびメモ等はファイルに綴じ、バッグに入れて紛失や置忘れのないよう注意する。
- (5)実習記録およびメモ等は指定された場所以外では使用しない。特に公共交通機関など多数の人目に触れる可能性のある場所で、実習記録およびメモ等を閲覧しない。
- (6)実習記録の作成にパーソナルコンピュータを使用する場合、データが本体に残り、データ流出の可能性があるので、すべてのファイルを暗号化し、保存にはデータメディア(USB メモリー、メモリーカード、フロッピーディスクなど)を使用する。

#### 7)実習終了後の実習記録類の保管と廃棄

- (1)返却後の記録の保管は、学生の責任において厳重に管理する。
- (2)実習目的上不要となった実習記録やメモはシュレッダーにかけ、データメディア等に保存されていたファイルはすべて削除する。期限は修了時とする。

### 4. 誓約書

学生は個人情報の保護の重要性と適正な取り扱い方法を理解した上で、実習開始前に、病院・施設に対し、文書により、個人情報保護について誓約を行う。

### 5. 事故発生時の対応

万が一、個人情報が記載された記録物の紛失や、情報の漏洩の可能性が生じた場合は、学生は直ちに担当教員に報告する。報告を受けた教員は、速やかに研究科長に報告する。



## 実習中における事故の予防と発生時の対応(院生用)

### 1. 施設内での安全の確保

- 1)対象者の安全の確保及び危険防止に留意し、細心の注意を払う。
- 2)対象者の名前は必ずフルネームで確認すると同時に、可能であれば本人にもフルネームを言うことで誤認を防止する。
- 3)受けもちの対象者以外への看護援助は行わない。
- 4)対象者への対応で困ることがあれば、すぐに実習指導者又は担当教員に相談する。
- 5)看護援助等で新たに知り得た情報は、速やかに実習指導者又は担当教員に報告する。
- 6)携帯電話は、電波が医療機器を誤作動させる危険性があるため、病院内では電源を切り、実習場には持ち込まない。

### 2. 人に関わる事故への対処

事故とは、転倒、転落、火傷、誤嚥、体液曝露などの対象者(家族も含む)および自己(医療従事者・学生)への被害をさすが、実習においては、自分が直接の原因ではない盗難などの事件も入れる。また、身体の損傷の有無や重大さに関わらず、全ての事故や事件が対象となる。

- 1)事故が発生した時は、直ちに実習指導者又は担当教員に連絡を取り報告する。
- 2)実習指導者の監督・指示のもとに必要な対処を行う。
- 3)事故報告書に基づき、事故の発生状況と経過、事故発生後の対処、事故の発生防止に向けて等を記録する。
- 4)事故報告書を基にし、担当教員、実習指導者とともに振り返り、事故に関する問題や再発防止について話しあう。
- 5)事故に関する処理が全て完了したら、事故報告書に事故の発生防止に向けて考えたことを加えて完成させ、担当教員に提出し、最終報告をする。
- 6)日本看護学校協議会共済制度「Will2」の適応を受ける場合は、「Will2」指定および研究科規定書式の事故報告書を記入し、教学課に提出する。(「Will2」については別資料参照)

### 3. 設備・備品に関わる事故への対処

- 1)実習施設及び大学の医療器具、看護用具、並びに対象者の私物を破損又は紛失した場合、直ちに実習指導者又は担当教員に報告し、指示を受ける。
  - 2)日本看護学校協議会共済制度「Will2」の適応を受けるために、破損した物品を写真撮影する。写真撮影をする場合は、必ずその説明をして所有者の同意を得る。(「Will2」については別資料参照)
  - 3)破損した物品の写真の提出と同時に、「Will2」指定および研究科規定書式の事故報告書を記入し、教学課に提出する。
  - 4)事故内容を担当教員、実習指導者とともに振り返り、再発防止に努める。
- \* 対人対物の事故は、例え故意ではなかったとしても事故という状況に至ったことに対し、丁重な態度で対応し、誠意を尽くす。

#### 4.その他の事故(事件)への対処

- 1)実習施設・大学への途上で交通事故・盗難およびその他の被害等が発生した場合は、直ちに担当教員(連絡が取れない場合は教学課)に報告する。必要があれば最寄の警察への連絡や、医療機関へ受診をする。
- 2)その他、何らかの事故に遭遇した場合は直ちに実習指導者又は担当教員に報告する。
- 3)学生が事故によって受診した場合の費用は、学生の健康保険を使い、後に「Will2」に申請する。

#### 5.連絡・報告に必要な内容

- ①学生氏名(学年、学籍番号)
- ②実習施設、担当教員名
- ③事故の内容
- ④発生日時
- ⑤発生場所
- ⑥発生の経過、対処および結果
- ⑦施設への連絡、調整状況
- ⑧その他の必要と思われること

#### 6.連絡・報告の方法

##### 1)通学途中の事故

- (1)実習指導者、担当教員（教員に連絡が取れない場合は教学課）へ電話連絡。
- (2)必要に応じて警察への出頭、病院への受診等の決定の指導を受ける。
  - ①その後の実習参加の可否を担当教員または教学課に電話連絡する。
  - ②①の報告後、実習に参加する場合は実習施設に入ったら実習指導者、担当教員に経過の報告後実習を開始する。

##### 2)実習中の事故

- (1)実習指導者、担当教員へ速やかに報告し指示に従う。
- (2)担当教員が不在の場合は教学課に電話連絡をする。

##### 3)連絡先について

実習中、連絡が必要になることを想定して連絡先の電話番号等を控えておく。

- ①担当教員名及び携帯電話番号
- ②教学課の電話番号
- ③実習施設名及び代表番号、実習部署の直通番号
- ④実習指導者氏名
- ⑤その他、必要と思われること

## 大学院設置基準第 1 4 条による教育方法に対応した時間割例

〈主として昼間に学修する学生の時間割例〉

### 1 年次 前学期

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
第 1 限 8 : 40～10 : 10	基礎看護学特論 I (大学院 A 教室)		産業看護学特論 I (大学院 A 教室)	産業精神看護学特論 I (大学院 A 教室)	産業看護学序論 (大学院 A 教室)	看護理論 (大学院 A 教室)
第 2 限 10 : 20～11 : 50	急性看護学特論 I (大学院 B 教室) 基礎看護学演習 I (大学院 A 教室)	母子支援看護学特論 I (大学院 A 教室)	産業看護学演習 I (大学院 A 教室)	産業精神看護学演習 I (大学院 A 教室)	慢性看護学特論 I (大学院 A 教室)	看護研究特論 (大学院 A 教室)
第 3 限 12 : 40～14 : 10	急性看護学特論 II (大学院 B 教室) 基礎看護学演習 I (大学院 A 教室)	母子支援看護学特論 II (大学院 A 教室)	産業看護学演習 I (大学院 A 教室)	老年看護学特論 I (大学院 B 教室) 産業精神看護学演習 I (大学院 A 教室)	慢性看護学特論 II (大学院 A 教室)	看護教育学特論 (大学院 A 教室)
第 4 限 14 : 20～15 : 50	急性看護学演習 I (大学院 B 教室)	母子支援看護学演習 I (大学院 A 教室)		老年看護学演習 I (大学院 B 教室)	慢性看護学演習 I (大学院 A 教室)	看護倫理 (大学院 A 教室)
第 5 限 16 : 00～17 : 30	急性看護学演習 I (大学院 B 教室)	母子支援看護学演習 I (大学院 A 教室)	人間関係特論 (大学院 A 教室)	老年看護学演習 I (大学院 B 教室)	慢性看護学演習 I (大学院 A 教室)	
第 6 限 18 : 00～19 : 30						
第 7 限 19 : 40～21 : 10						

集中講義・・・地域政策論 (大学院 B 教室)

※教室稼働率 (前期昼間) : 大学院 A 教室 - 79.3%、大学院 B 教室 - 24.1%

### 1 年次 後学期

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
第 1 限 8 : 40～10 : 10	基礎看護学特論 II (大学院 A 教室)		産業看護学特論 II (大学院 A 教室)	産業精神看護学特論 II (大学院 A 教室)		
第 2 限 10 : 20～11 : 50	急性看護学特論 III (大学院 B 教室) 基礎看護学演習 II (大学院 A 教室)	母子支援看護学特論 III (大学院 A 教室)	産業看護学演習 II (大学院 A 教室)	産業精神看護学演習 II (大学院 A 教室)	慢性看護学特論 III (大学院 A 教室)	
第 3 限 12 : 40～14 : 10	急性看護学特論 IV (大学院 B 教室) 基礎看護学演習 II (大学院 A 教室)	母子支援看護学特論 IV (大学院 A 教室)	産業看護学演習 II (大学院 A 教室)	老年看護学特論 II (大学院 B 教室) 産業精神看護学演習 II (大学院 A 教室)	慢性看護学特論 IV (大学院 A 教室)	在宅看護学特論 (大学院 A 教室)
第 4 限 14 : 20～15 : 50	急性看護学演習 II (大学院 B 教室)	母子支援看護学演習 II (大学院 A 教室)		老年看護学演習 II (大学院 B 教室)	慢性看護学演習 II (大学院 A 教室)	
第 5 限 16 : 00～17 : 30	急性看護学演習 II (大学院 B 教室)	母子支援看護学演習 II (大学院 A 教室)		老年看護学演習 II (大学院 B 教室)	慢性看護学演習 II (大学院 A 教室)	
第 6 限 18 : 00～19 : 30						
第 7 限 19 : 40～21 : 10						

集中講義・・・看護管理学特論 (大学院 A 教室)、国際看護学特論 (大学院 A 教室)、コンサルテーション論 (大学院 B 教室)、

看護政策論 (大学院 B 教室)、リスクマネジメント特論 (演習室 1)

※教室稼働率 (後期昼間) : 大学院 A 教室 - 62.0%、大学院 B 教室 20.6%

2年次

	前学期	後学期
修士論文コース	特別研究	
専門看護師（CNS）コース	課題研究	
	母子支援看護学実習 急性看護学実習 慢性看護学実習	

<主として夜間・土曜日に学修する学生の時間割例>

1年次 前学期

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
第1限 8:40~10:10						看護理論 (大学院 A 教室)
第2限 10:20~11:50						看護研究特論 (大学院 A 教室)
第3限 12:40~14:10						看護教育学特論 (大学院 A 教室)
第4限 14:20~15:50						看護倫理 (大学院 A 教室)
第5限 16:00~17:30						
<b>第6限 18:00~19:30</b>	産業看護学序論 (演習室 1) 母子支援看護学特論 I (大学院 A 教室) 慢性看護学特論 I (大学院 B 教室)	産業看護学演習 I (大学院 A 教室) 慢性看護学演習 I (大学院 B 教室)	人間関係特論 (演習室 1) 老年看護学演習 I (大学院 A 教室) 産業精神看護学演習 I (大学院 B 教室)	産業精神看護学特論 I (演習室 1) 急性看護学特論 I (大学院 A 教室) 基礎看護学演習 I (大学院 B 教室)	老年看護学特論 I (演習室 1) 母子支援看護学演習 I (大学院 A 教室) 急性看護学演習 I (大学院 B 教室)	
<b>第7限 19:40~21:10</b>	産業看護学特論 I (演習室 1) 母子支援看護学特論 II (大学院 A 教室) 慢性看護学特論 II (大学院 B 教室)	産業看護学演習 I (大学院 A 教室) 慢性看護学演習 I (大学院 B 教室)	基礎看護学特論 I (演習室 1) 老年看護学演習 I (大学院 A 教室) 産業精神看護学演習 I (大学院 B 教室)	急性看護学特論 II (大学院 A 教室) 基礎看護学演習 I (大学院 B 教室)	母子支援看護学演習 I (大学院 A 教室) 急性看護学演習 I (大学院 B 教室)	

集中講義・・・地域政策論 (大学院 B 教室)

※教室稼働率 (前期夜間): 大学院 A 教室-100.0%、大学院 B 教室-71.4%、演習室 1-35.7%

1年次 後学期

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
第1限 8:40~10:10						
第2限 10:20~11:50						
第3限 12:40~14:10						在宅看護学特論 (大学院 A 教室)
第4限 14:20~15:50						
第5限 16:00~17:30						
<b>第6限 18:00~19:30</b>	産業看護学特論 II (演習室 1) 母子支援看護学特論 III (大学院 A 教室) 慢性看護学特論 III (大学院 B 教室)	産業看護学演習 II (大学院 A 教室) 慢性看護学演習 II (大学院 B 教室)	基礎看護学特論 II (演習室 1) 老年看護学演習 II (大学院 A 教室) 産業精神看護学演習 II (大学院 B 教室)	産業精神看護学特論 II (演習室 1) 急性看護学特論 III (大学院 A 教室) 基礎看護学演習 II (大学院 B 教室)	老年看護学特論 II (演習室 1) 母子支援看護学演習 II (大学院 A 教室) 急性看護学演習 II (大学院 B 教室)	
<b>第7限 19:40~21:10</b>	母子支援看護学特論 IV (大学院 A 教室) 慢性看護学特論 IV (大学院 B 教室)	産業看護学演習 II (大学院 A 教室) 慢性看護学演習 II (大学院 B 教室)	老年看護学演習 II (大学院 A 教室) 産業精神看護学演習 II (大学院 B 教室)	急性看護学特論 IV (大学院 A 教室) 基礎看護学演習 II (大学院 B 教室)	母子支援看護学演習 II (大学院 A 教室) 急性看護学演習 II (大学院 B 教室)	

集中講義・・・看護管理学特論 (大学院 A 教室)、国際看護学特論 (大学院 A 教室)、コンサルテーション論 (大学院 B 教室)、

看護政策論 (大学院 B 教室)、リスクマネジメント特論 (演習室 1)

※教室稼働率 (後期夜間): 大学院 A 教室-78.5% 大学院 B 教室-71.4%、演習室 1-28.5%

2年次

	前学期	後学期
修士論文コース	特別研究	
専門看護師（CNS）コース	課題研究	
	母子支援看護学実習 急性看護学実習 慢性看護学実習	

## 本学で実施された FD 研修会

### ●平成 19 年度

#### 第 1 回

開催日：平成 19 年 8 月 3 日

テーマ：「四日市看護医療大学の教育理念をベースとした教育体験の構築－4 年後、  
四日市看護医療大学のあるべき姿としての卒業生を輩出するために－」

#### 第 2 回

開催日：平成 19 年 10 月 20 日

テーマ：「四日市看護医療大学の教育理念をベースとした教育体験の構築 2」

#### 第 3 回

開催日：平成 20 年 1 月 31 日

テーマ：「教員・職員・学生による総合的な教育改善に向けて－ティップス先生の 7  
つの提案を実例として－」

### ●平成 20 年度

#### 第 1 回

開催日：平成 20 年 9 月 3 日

テーマ：「四日市看護医療大学の全領域における教育の概念枠組みと大学の教育理念  
の関連を確認し、大学全体の教育連携を図る」

#### 第 2 回

開催日：平成 20 年 11 月 17 日

テーマ：「ヘルスプロモーションに関する共通理解に向けて」  
講演「ヘルスプロモーションと看護教育」

(講師：兵庫大学健康科学部看護学科教授 高野順子氏)

#### 第 3 回

開催日：平成 21 年 3 月 19 日

テーマ：「基礎セミナー I・II の充実とアドバイザー制の周知」

### ●平成 21 年度

#### 第 1 回

開催日：平成 21 年 8 月 31 日

テーマ：「日本の大学における授業評価に関する議論」  
講演「どのような授業評価が望ましいのか？」

(講師：名古屋大学高等教育研究センター准教授 近田政博氏)

第2回（学生委員会との共催）

開催日：平成22年3月3日

テーマ：「アドバイザー制度について」